本における地方財政調整交付金の発達

藤

はしがき

昭和一五年の地方配付税の成立

昭和一五年の税制改革と地方配付税の成立 臨時財政補給金の誕生と発達

地方配付税の発達

Ξ

(=)(-)

終戦まで

シャウプ勧告と地方財政平衡交付金 終戦から昭和二四年まで

四

平衡交付金の地位と二面性(以上本号)

昭和二五年の地方財政平衡交付金

シャウプ勧告における地方財政平衡交付金

(-)昭和二七年の地方財政平衡交付金制の確立 政治情勢の転換と地方行政調査委員会議の勧告

五.

昭和二九年の地方交付税への改組と地方譲与税の創設 (=)昭和二七年の平衡交付金制の確立と変質

六

日本における地方財政調整交付金の発達

三九

義務教育費国庫負担金の復活と昭和二八年の改正

田

武

夫

母 昭和二九年の地方交付税への改組と地方譲与税の創設

八 結 言七 最近にな

最近における変遷

はしがき

じて、 央集権化とによって、後進地域、 般的にいって、 れと闘い、 ミニマムの維持と地方税軽減に対する労働者農民の民主的要求は、必要な交付金額とその民主的配分を要請して、こ を軽減して、これにある程度の安定化をあたえるために、成立し発達したものである。 行政が拡大することとによって、 先きに拙稿「地方財政調整交付金論序説」(立教経済学研究一二の四)で論じたように、地方財政調整交付金は、一 世界恐慌以後における社会不安の激化に対応して、労働力を把握してその合理的利用を図るために、 独占資本は、 調整交付金は、 独占段階における資本主義的生産構造と分配関係にもとづく経済力発展の地域的不均等と、 つねに地方行財政の合理化・節約を迫り、 複雑な様相を呈する。 地方経費が全国劃一的に膨脹するという矛盾を調整し、 農村地方の財政力が欠乏する一方、 交付金額の抑制に努めるが、 地方行政のナショナルな性格が濃化すること しかも、 かつ農村住民の地方税負担 地方行政のナショナル この調整交付金を通 近代的社会 税制の中

それぞれの国の経済状態 しかし、 右のような調整交付金の一般的な役割や様相も、各国における調整交付金の具体的な発展についてみると、 調整交付金本来の役割も、 政治情勢、 国・地方の財政事情、 さまざまのプロセスを経て実現され、 租税構造、 行政機構および地方自治等の諸条件によって また時には別の目的に利用されると

ともある。 を結ぶ大きな環として発達しつつあり、 しかも、 地方財政調整交付金は、各国の地方財政において急速にその地位をたかめ、 この問題の究明は、 財政学上の重要テーマとなりつつある。 国家財政と地方財政

みせてきたのである。 えず大きな歴史のうねりの影響をうけながら、実に多彩な変遷を示し、その役割や様相において、さまざまの変化を い変動期にあって、 て、急速にその支配力を拡大強化してくる反面、民主的諸勢力にも大きな消長起伏がみられる。この未曽有のはげし 中央集権的反動的諸政策の抬頭等実にめまぐるしい転換をとげたが、この間、 占領下の民主化政策、ドッジライン、シャウプ勧告による税制改革、 で二十年の歴史を辿った。しかも、この二十年間は、日本の歴史が、大きな変革を経験した時代である。戦争、敗戦 昭和一五年にはじめて地方配付税の名で地方財政調整交付金が生誕し、その後度々名称や構造を改められて、今日ま どういう発達を示してきたかを、歴史的に追求しようとするものである。日本においては、数ケ年間の前史を経て、 ことができるとともに、 或いはいかに歪められてきたかを解明することによって、地方財政調整交付金を歴史的具体的に理解する 一般的に上述のような役割を荷う地方財政調整交付金が、日本の土壌において、どのようにして成立し、 日本の地方財政調整交付金も、戦後まで温存された強大な中央集権的行政機構の下にあって、た 調整交付金が、日本の土壌において、はげしい内外の情勢の変化の下に、その役割をどのよう この問題の解決に対する示唆をうることができる。 朝鮮戦争、リッジウェイ声明、 なお本稿では、終戦後の発達に重点をお 破局に直面した独占資本は、再建され 講和条約発効、

いて記述することにする。

| 昭和一五年の地方配付税の成立

₩ 臨時財政補給金の誕生と発達

り、 は K 税源の欠乏に苦しまねばならなかったが、とくに貧弱団体の独立財源の窮乏は、はなはだしいものであった。 向は、 は 貧富団体間の財政力の不均衡 的劃一的膨脹という条件の下において、財政の地域的不均衡の激化、 義務づけてきた。 方事情と財政力に応じた行政と機構を自由に選ぶことができない上に、 しかも、 明治維新以後短期間に少数の大都市を中心に、 、日本において地方財政調整交付金誕生の客観的条件は、早くから存在していたのである。(2) 経済発達の地域的跛行性は、 地方経費の劃一的な膨脹をきたした。 地方の行政事務を地方の自治に委ねず、 一方天皇制を頂く中央集権国家として発足した日本では、行政制度が劃一化され、各地方団体が、それぞれの地 必然に都市と農村、 国家財政が、つねに肥大化した規模をもちつづけ、有力な税種を国の手に集めたために、 しかも、 この委任事務は、 大都市と中小都市、 地方行政のナショナルな性格の増大等の一般的なもの以外に、 他国に比して一層いちじるしく、経済力を大都市に極端に偏在せしめたが、 かくて、 社会的諸矛盾の激化に対応するために第一次世界大戦以後急 速 国政事務の一部とともに、 大都市所在府県と農村県の間の財政力に、 農村の犠牲の上に急激な発達をとげた日本の資本主義経 貧富団体間における財政力のアンバランスの激化と、 貧弱団体の極度の財政窮迫は、 地方自治の未成熟性と相まって、 これを委任事務として、地方団体に劃一的に 大きな懸隔を生ぜしめた。 この場合、 国家財政の肥大性にも 地方団体は、終始 必 済 然の勢であ 経費の強制 中央 日本では に の下 この傾 しかる 増大 で 府

集権的行政機構が、逆に財政調整交付金制のノーマルな発達を妨げてきたのである)。 とづく地方税源の一般的欠乏と、行政制度の劃一性や義務的な委任事務の優位に表現された中央集権的行 調整交付金の創設を促す有力な条件になっていたことを見逃してはならない(しかも、 国家財政の肥大性と中央 構

1 拙著「日本地方財政発展史研究」(昭二四年刊)参照

日本においた地方財政調整交付金を生みだすべき客観的条件は、右に述べたように、早くから備わっていたが、 拙著「地方財政調整制度の研究」(昭二三年刊)一七一三一頁に具体的事例をあげて詳述

そ

の萠芽的形態が、芽生えるまでにも困難な多彩な過程を経なければならなかった。

って、 の一、八六六件から同六年の三、四一九件へ)、農民運動は、 経済闘争から政治闘争へと発展し、 局匡救事業の打切りは、 部都市は、 昭和五年以後の深刻な農村恐慌によって、 農民の生活は、 非常な活況を呈して、経済の地域的跛行性を一段と大きくしたが、昭和六年の地租改正と九年からの時 一層窮迫し、過重な地方税に対する不満がたかまる一方、 右の経済情勢にもとづく貧富団体間の財政力の不均衡を一層はげしくした。恐慌の深化に伴(3) 農家の所得が激減する一方、 満州事変後の軍需ブームで大都市その他の 農村の小作争議は激増し 農村の社会不安が (昭和三年

七年八月時の内務新官僚によって、「地方財政調整交付金制度要綱案」が発表された。 と課税力を基準に、各地方団体に交付する等かなり整備した内容を備えていた。この案が、政界その他各方面に大きな 重な地方税の軽減に限定している点で、 このような情勢において、満州事変の準戦時態勢下に農民を把握して、農村の不安を緩和する必要に迫られ、 自由財源たるべき調整交付金と相違するが、恒久的財源を用意し、 この案は、 交付金の使途を過 財政需要

ひろがった。

国政委任事務の整理と国・地方を通ずる税制改革が、先決問題であるとされたのは、注目に値する。 刺戟をあたえ、昭和九年の第六五国会および翌一〇年の第六七国会に、衆議院各派からこれに関する法案が提出され、 いずれも衆議院を通過したが、大蔵省の反対意見等があって貴族院で審議末了となった。貴族院の反対理由のうちに、

- (3) 拙著「地方財政調整制度の研究」三七―四五頁参照
- (5) 国会における法案の審議状況については、拙著、前掲書五五―六〇頁参照(4) との要綱案は、拙著「地方財政調整制度の研究」四六―四九頁にある

ギリスその他にもみられるが、日本では、過重な農村負担の状態の下に二・二六事件というドラスチックな事件があ 年の二・二六事件によって、ついに農民の不満が爆発するにいたり、政府は周章狼狽した。事件後の広田内閣の馬場 補給金も町村にだけ変付されて、政府から指示された税を軽減することに充てることとし、 年度だけ交付されることとなった。農村の地方税負担軽減を目的として地方財政調整交付金が設置されることは、イ 加予算をもって、臨時応急的措置として、二、○○○万円(当時の町村税の一○分の一)の臨時町村財政補給金が、一ケ ら強い反撃に遭い、二・二六事件の興奮がさめるに伴って、急速に農村救済の熱意はさめ、 立案したが、所得税、資本利子税の大増徴と財産税の創設を前提とするこの改革案は、 蔵相は、 ったにもかかわらず、きわめて小規模な臨時的措置として、その萠芽形態が現われたのである。しかも、 九、〇〇〇万円に上る地方の減税を行うとともに、 二億八、〇〇〇万円という大規模の地方財政調整金を創設する案を 右のようにして、農村の社会不安に直面しながらも、 かなり抜本的な地方税制改革を企図し、地租附加税、雑種税等の大幅な減税と戸数割の全廃によって 二 億 調整交付金は、 国家財政の都合等で見送られたが、 財界やこれを代表する政党か 結局昭和一一年一〇月追 財政窮乏の程度と負担過 この少額

重の度合を標準として配分されたが、町村の補給金使用計画や予算編成に対して中央政府の監督が加えられた。

- 6 の地方税負担を軽減することが、主な目的であった(拙著「現代地方財政の理論」二三七一二四〇頁 一九二九年のイギリスの一般国庫交付金(General Exchequer Contribution)は、 世界恐慌によって打撃をうけた農村
- 7 昭和一一年一〇月の臨時町村財政補給金制度の詳細については、拙著、前掲書六二―六六頁

に て、 あったが、これ以外に、 和一二年度にこの補給金は一挙八、〇〇〇万円を増額して、 の戦争関係事務を遂行する上から、補給金を増加する必要があった。かくて、衆議院からも増額要求が提案され、 の増額と恒久化が強く要望されたが、日華事変への戦局の発展に伴い、政府でも、農民を把握するとともに、事変下 性にもとづくものであり、到底一ケ年度で姿を消しうべきものではなかった。全国町村会、帝国農会からこの種補給金 しかしながら、窮乏町村に対する減税のための補給金として生れた臨時町村財政補給金も、先きに述べたような必然 減税所要額に比例的に配分された。拡大された地方財政補給金も、過重な地方税負担を軽滅することが主目的で ひろく負担過重な道府県、 増税によって補塡すべき歳入欠陥の補足や公債の繰上げ償還にも充てることが認められ、 市および町村へ交付されることになった。補給金は、各地方団体の課税力に逆比例的 一億円に急増すると同時に、臨時地方財政補給金と改め 昭

や国 は に 昭和 注目すべきである。 日華事変関係の経費の多額なることや国の臨時租税措置法等の租税政策による減収多きことが、 の課税上の軍需産業保護政策に利用されることとなったのである。 一三年度においても、 貧弱団体を援助することを本来の目的とする財政調整交付金が、戦争完遂のための経費支出 臨時地方財政補給金は、三、〇〇〇万円を増額したが、特別補給金を交付する特別 加えられ た 事情 の

般財源としての性格を次第に備えてきた。

別地税、 対する) の苛烈化に伴い、発足後わづか二ケ年にしてその役割を変えてきたのである。 貧弱団体における戦争関係事務を中心とする委任事務の遂行に貢献した上に、戦争完遂のための租税政策に多く役立 たものが、最も多額に上り、 ったことを注意せねばならない。多彩な経過を経てようやく農村負担軽減を目的として発足した財政補給金も、 実際上も は、 家屋税および雑種税或いは市町村の戸数割の軽減に役立ったことは否定しえず、戸数割の軽減割合 一二年度三四・二パーセント、 当時地方財政補給金は、 日華事変関係費に充てられたものも多い。(8) 土地賃貸価格の改訂や戦時の国の租税政策に伴う地方税減収の補塡に用いられ 一三年度三六・七パーセントを示した。しかし、この補給金が、むしろ(9) 地方財政補給金が、道府県の地租附加税 (総額 特

- (8) 詳細なデータは、拙著、前掲書九二―九三頁
- (9) 内務省地方局調(詳細は、拙著、前掲書一〇一頁にあり)

一、八〇〇万円増額された。 昭和一四年度において、地方財政補給金は、国の遊興飲食税創設による地方遊興税廃止に伴う減収補塡のために、 ここに、 財政補給金は、 明らかに国の地方税源収奪の穴埋めに利用されたのであり、

一五年にこれが一層大規模に行われた。

たのであり。 を主目的とするもので、 拡大され、配分方法も整備されてきたが、未だ臨時的なものであって、その財源を保証されず、また過重な税の軽減 な財政補給金であった。 地方財政補給金は、 日本における地方財政調整交付金の萠芽は、 一般財源として地方団体へ交付されたものではなく、いわば農村の負担軽減のための臨時 しかも、 わづか三年間に二、〇〇〇万円から一億四、八〇〇万円へ躍増し、 同時に補給金は、 戦争関係事務の遂行や国の税源の拡大・租税政策の実施に役立 特異なかつ複雑な性格と役割を備えたのである。 その交付範囲も 的

□ 昭和一五年の税制改革と地方配付税の成立

収入が、 いたって、 家予算 のはじめからたえず問題になってきた国、 (一般会計と臨時軍事費特別会計)が、 歳出のわづかに二四パーセントを充たすにすぎない上に、さらに戦局の発展が予想されるという事態にたち もはや遷延を許されなくなった。 ついに一〇〇億円を突破し(軍事費が六四パーセントを占める)、 地方を通ずる税制改革は、 戦局の拡大に伴って、 昭和一五年度 国税 の 国

かくて、 これに地方財税制を適応させたものといっても過言ではない。 昭和一五年三月国税制度に大改革が加えられたが、 同年の地方財税制の改革は、 国税制度の改革をうけ

円を超え、 賦課することに改めた。 種所得税と法人資本税を統合して、新たに法人税を創設し、法人の各事業年度の所得・清算所得および資本金に対し れることになったが、 第二種所得 税および法人税のいわゆる所得課税であり、これに大規模の改革が加えられた。 躍増する戦費を賄うために増収と弾力性を目標とする今度の国税制度改革において、その中心になったのは、 この改革によって、 国税総額の四三パーセントを占めるにいたった。政府は、この所得税、 (利子配当所得) および第三種所得 (利子配当所得以外の個人所得) に分けて課税されてきたわが国の所 所得額中五、 勤労所得の免税点を、 この改革によって、 所得の種類・性質に従い、税率その他を異にする「分類所得税」と、各個人について各種 ○○○円を超える部分に対し超過累進税率を課する「綜合所得税」とによって構成さ 引下げることによって、所得税は大衆課税化された。 所得税と法人税は、 大幅な増収をもたらし、その税収入合計は、 多年の間、 法人税の増税を実行するために、 第一 種所得 つぎに従前の第 (法人所

四七

日

当時本税の百分の五十(昭和一四年度において府県の平均課率三七・七%、市は一二・六%、町村八・二%)にも達 衆課税を、容易に統一に行うためでもあった。 税収入をあげること以外に、 ように地方における所得税附加税や戸数割の賦課を禁止して、所得課税をその手中に独占したのは、 した地方の所得税附加税と、 各戸の所得額を主な課税標準とした戸数割の賦課を禁止する挙にでた。 租税政策上軍需産業の優遇、 国債消化のための利子所得軽課或いは免税点引下による大 自由に豊富な国 中央政府がこの

財政上の中央集権化、 間の財政調整を図るために、二億七、七〇〇万円に上る地方配付税を設ける案を、 収入を、地方へ還付する地方還付税(一億五、九四〇万円―昭和一七年度)を設けることとすると同時に、貧富団体 これに対処するため、地方税体系を地租、家屋税および営業税の物税本位に改め、 地方団体は、 . 最も有力な所得税附加税と戸数割を中央に奪われて、財政上大打撃をうけることになったが、政府は、(a) 地方自治の破壊および地方財源の弾力性の喪失等の論難が加えられたが、(エリ) かつこれらを国で徴収して、その 国会に提出した。この提案に対し 小修正の後国会を通

 $\widehat{10}$ 当時の地方税収入総額の三七パーセントを占めた 昭和一四年度において、所得税附加税収入は、 八 八七〇万円、 戸数割は一億七、 六八〇万円に上り、 両者の税収入額は 過した。

(1) 国会の論議の詳細は、拙著、前掲書一〇九―一一四頁参照

して成立するにいたった。 一年以後における地方財政補給金の発達でみてきたように、 かくして、地方税収入総額の四分の一を占める地方財政調整交付金が、ここにはじめて恒久的な地方配付税制度と しかし、ここで注目せねばならないのは、 農民の窮迫化と農村の社会不安を契機として、 地方配付税が成立した契機である。 先きに昭和 財政調

ある。 関係の委任事務の遂行とが、 収補塡と財政調整を目的に、 な恐慌の打撃をうけた農業等の地方税負担を軽減し、また国庫補助金を整理して地方自治を伸張するために、その減 による地方自治の強化が、 る契機が、 整交付金が、 政調整交付金成立にみられる相違は、 の完遂と国の戦時租税政策が強く働いていた。ところが、さらにこの萠芽が成長して、本格的な財政調整交付金とな さらにその背後には、 いいかえれば、この場合、 日本の地方財政調整交付金成立の特殊性を明瞭に捉えることができる。イギリスと日本におけるこの地方財 右に述べたように、 その萠芽を現わし発達してきたことは、明らかであるが、その急速な発達には、 主要な契機ではなく、 最も重要な契機であったのである。これを、一九二九(昭和四)年に、 大規模の一般 国庫 交付金(General Exchequer Contribution)が創設されたのと比較 両国における地方住民の民主的自治の発達上のいちじるしい差異と、 戦費調達のための所得課税の中央独占による地方の減収に対する穴埋めであったので 貧弱団体の財源補強が、その目的としてその根底にあったとしても、 交付金を成立せしめた政治、 むしろ地方からの有力税源の収奪と、 経済の諸条件が、異っていることを原因として 地方配付税の交付による戦争 戦時下の戦争関係行政 日本における強大 イギリスで、 この財源補強

の四種 別の窮乏事情による。 十八が市町村に配付される。各道府県、市町村へ配付する額を定める基準は、各団体の課税力不足高、財政需要および特 入場税および遊興飲飲税の百分の五十が、 地方団体の標準単位税額に不足する団体につき、その不足額に人口数を乗じて算出し、 課税力不足高は、 道府県、 配付税の財源に充てられ、 大都市、 都市および町村に分け、 この総額の百分の六十二が道府県に、 各個の地方団体の単位税額が、 道府県配付税、 百分の三

な中央集権的官僚制機構とがあったのである。

五年に成立した地方配付税の構造は、

大略次ぎのとおりである。

国の所得税および法人税の百分の十七・三八と

村には、 要は、 縮されている実状からみて、新設の地方配付税が、地方の戦争関係事務の遂行に大いに役立ったことは、明らかである。 あるといえる。 戸数割等の最も有力な税源を失った地方団体の減収補塡と、 給金のように制度上限定されることはなかったが、 童数の人口に対する比率が、 市配付税の百分の五十、 事務費が、急激に増大して、一五年度には三億四、 道路港湾費、 のであります。是等のことを考えまして、今回分与税中の配付税を設けましたのも、幾分その意味を含んでいる」とい があり、 町村では百分の四十七・五を右のようにして算出した人口数を基礎に配付する。 各団体の割増人口を用いるが、道府県、 その事情を斟酌して百分の五を配付する。 是が為に地方の官庁が頗る困難を感じてゐる。 昭和 軍事援護並に銃後施設費、重要物資及主要食糧増産費、物資及物価調整費並びに防牒保安費等の国政委任 しかし、 一二年度に四、九八〇万円を計上した地方団体の戦争関係経費すなわち防空費、経済警察費、軍事関係 国会における児玉内相の「最近地方の情勢を見ますると、 都市配付税、 平均率を超えるものについてさらに割増し、道府県、 町村配付税の百分の四十七・五が、この不足額に按分して配付される。 大都市、 四二〇万円となり、七倍近くの躍増ぶりを示し、平常的な行攻費が圧 前述のような今囘の地方税制改革の経緯からみて、所得税附加 **交付された地方配付税の使途については、** 又財政上にもそれが影響を及ぼしていることは、 都市および町村によって一定人口数を加重した上、 貧富団体間の財政調整とが、 大都市では配付税の百分の五十 国の委任事務の増加が著しいもの 特別の窮乏事情ある都市と町 配付税設置の主要な目的で 従来の臨時地方財政 事実である 小学校児 財政需 税

れ 1 国税の一定部分をその財源に確保することとなったが、 セント近くが、 国からの交付金にたよることになり、 これに国税附加税を加えると、実に八五パーセ 同時に実施された還付税を含めると、 地方税収入の四〇 ン トな上

和

一一年にその萌芽をだした地方財政調整交付金は、

右のようにして、一五年ついに地方配付税として恒久化さ

地方の独立税収入は、 わづかに一五パーセントという低い比重に低下した。 地方財政における中央集権化の躍進

である。

は しかも、 いちじるしく弱められたので、 今回の改革によって、 地方税は、 地方団体とくに貧弱団体の財政は、いよいよ地方配付税の動向に左右されること 地租 家屋税および営業税等の物税本位に改組されて、 収入の弾力性

三 地方配付税の発達

必要がある。 をつづけたが、 地方自治制の実施およびドッジ経済安定政策等の客観的情勢の異常な変転の下に、さまざまの変遷を示しながら発展 昭和一五年に成立した地方配付税は、二四年まで十ケ年間に、戦局の苛烈化、敗戦、占領下の民主化政策、 との発展を追求するためには、 ☆田和一五年以後終戦までとは終戦から昭和二四年までに分けてみる 新しい

ー 終単まで

億九、 率は、 ように遂年増加し、 の百分の五十を繰入れることが法定されたが、その後戦時中は、年々行われた右の四国税の増徴に伴って、その繰入 当初地方配付税の特定財源として、前述のように、 後掲第一表のように逓減された。しかし、主として基本国税額の増加によって、配付税額は、 六○○万円へと増大し、二○年度には、 昭和一五年度の二億七、七〇〇万円から一七年度の四億五、三〇〇万円へ、さらに二〇年度の八 地方税総額に対し四四パーセントという比重を占めるにいたった。 国の所得税、 法人税の百分の十七・一八と入場税、 同表にみられる 遊興飲食税

第 表 地方配付税額の変遷

年

度

税

別

基 本 税

額

繰

入

率

九六八

一 七 八%

二六五

五〇・〇〇

六五

配付税額 繰入不足 配付税総額

単位百万円

五二

備考 繰入率は、実施された率である 1.

四五三

2. 自治庁財政部編、地方財政の実態と問題の所在119-121頁の表によ

===

る

昭

和

八

年

遊興飲食 税 税 税 税 税

三八〇

四

· 四

四七〇

四五三

五六二

 $\overline{\circ}$

五七二

九

昭

和

七

年

遊興飲食 税 税 税 税 税

八〇九七

四二

三六五

 $\Xi\Xi$

三六二

昭

和

六

年

六六〇

五〇・〇〇

五七

九四

四

٠ 七

二六三

二七七

二七七

計

昭

和

Ŧi.

年

遊興飲食税 税 税 税 税 税

,														
	昭和二三年	•		昭和二二年			昭和二一年	,		昭和二〇年			昭和一九年	
計	璵	法 所 人 税 税	計	遊興飲食税 税	法 所 人 税	計	遊興飲食税 税	法所 人得 税	計	遊興飲食税 税	法所 人得 税税	計	遊興飲食税 入 場 税	法所 人得 税税
	四〇、三五〇	一八三、四六八		五、四四五	六、三〇〇		四五二十	一、二三五 八、六一五 三五		五二二三	一、六八二}		七八八二	二、八〇三
	三〇・七八	二三・三一四六、		二九・三〇	二三・七九		四二・一六	一九・三五		一四·五六	10.1111		10.111	一 ○ 三 ○%
四八、二一七	三〇・七八 一、二四二	四六、九七五_	一九、五二〇	一、五九五	二三·七九一七、九二五	二、三八	<u></u>	一、九〇六	八三八	一〇五	七三三	六〇三	九三	<u> </u>
一、 一 四	-					一七			五八			六五	440	
一、一一四四九、三三一			一九、五二〇		:	二、三三五			八九六			六六八		

五三

計 追加(定額) 注 人 税 二七・二七一	計	加(定額) 二二	計 計 計 計 計 1 二七・二七一 1 一六・二九五	計 計 計 計 計 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	計 計 計 計 計 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	計 計 計 計 計 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		利 二 口 全	召和二四手	
	±0 ===================================	七一 一六・二九五	七一 七一	七一 七一 七一 七一 七一 七一	七一 七一 七一	七一 七一 七一	計	追加(定額)	人	得 税
_	一六・二九	五.	五四、九	五四、九七四二、	五四、九七四 二、七一三	五四、九七四 二、七一三		٠	二七・二七一	10·1101
	六 <u>二</u> 九	五.	五四、九	五四、九七四二、	五四、九七四 二、七一三	五四、九七四 二、七一三				_

ら七分の一に引き上げ、二〇年には財政需要算定のための割増人口数を増加した。 配分したことには、創設時から変わりないが、一七年に道府県の単位税額から差引く災害土木債の率を十五分の一か たえず六割以上が道府県に配付された。道府県と市町村の財政需要の大いさに対応するためであるが、これは、日本(1) の地方行政における伝統的な道府県の優位性にもとづく。主として各地方団体の課税力と財政需要を標準に配付税を 地方配付税の配分は、当初から道府県百分の六十二市町村百分の三十八と、道府県に強く比重がかかり、終戦まで

第二表
地租家屋税営業難
営業難加税税課率階級別町村数
哈級別町村数

10、八三二	一〇、八三二	計
二五九	一、一九四	_
二、三五一	二、三七七	
三、七四九	三、五二七	
一、七九九	一、四四二	
二、六六四	二、二八二	
配付税分与後	配付税分与前	
同年度	昭和十六年度	

どとくである び営業税の附加税の賦課率別に、昭和一六年度配付税分与前および同年度配付税分与後の町村数をみると、 をある程度発揮したことも否定しえないところである。 わづか数年間に三倍増した地方配付税が、 (当時の制限率は百分の二百)。これによると、 国の地方税源収奪の穴埋めをすると同時に、貧富団体間の財政調整機能 いま、 賦課率五百以上、 その調整効果の一班を知るために、 三百一以上五百までの高率課税を行 地租、 家屋税およ 第二表の

っている町村数が、配付税の配付によってかなり減少している。

された地方配付税は、 限が拡張された。 改革が加えられ、 経済力の培養にではなく、住民生活の破壊と経済力の消耗に拍車を加えた。しかも、 とに改められた。 歳出総額の膨脹率をはるかに超えた。地方団体の行政活動は、 しかし、 一方、 その上、 地方団体の支出する戦争関係経費は、昭和一八年度において、一二年度の実に三七倍に達し、地方 苛烈な戦局下におけるこのような客観的情勢の下に、農村の負担軽減、 内務大臣や知事の市町村長選任或いは認可権や解職権が法認されると同時に、 戦争関係行政完遂の財源に充てられ、 中央政府の地方団体への事務委任は、法令によらなくとも命令で簡単にこれを行いうるこ 農村経済を崩壊に導き、 戦争目的に集中され、 農民生活を窮迫化せしめたので 一八年には、 地方住民の生活の向上や地方の 社会不安緩和を目的に設置 地方の執行機関の権 地方制度全般に大

- 1 昭和一五年二月一七日の第七五国会衆議院本会議における児玉内務大臣の説明(自治庁、「地方税制度資料」 第三巻六六
- (\Box) 終戦から昭 和二四年まで

昭 和二〇年八月、 日本における地方財政調整交付金の発達 ポツダム宣言の受諾によって、 敗戦が決定し、 陸海軍の解体につづいて、 政治犯の釈放、 労働

組

五六

合の結成、 一年五月新憲法が公布され、 社会党共産党の再建、 翌二二年四月新しい地方自治法が実施されるにいたって、 農地改革等一連の民主化政策が、 アメリカ占領軍によって実行せられ、 地方配付税も、 戦前と異った

発展を示すこととなった。

Ł 遊興飲食税の地方移譲等があったが、 度の一○・三二パーセントから二三年度の二三・三一パーセントへ二倍以上に引上げられている。 て急速に増大したことである。 人税その他が激増したにもかかわらず、また地方の独立税が、 先ず第一に注目すべきは、 他面昭和二二年には、 地租、 地方配付税の総額が、 前掲の第一表にもみられるように、 家屋税および営業税、 右の引上げの幅は、 前掲の第一表に明らかなように、 さらに遊興飲食税が、 それによる減収の補塡をはるかに超えるものである。 後述のように増加したのに、 所得税および法人税からの繰入率は、 国から地方へ移譲され、 その基本税である国の所得税法 繰入率の引上 もっともこの間に つづいて翌二 昭和二〇年 げ に ょ

税は、 二〇億七、〇〇〇万円に躍増した。 三年には、 市町村に新設され、 前述のような繰入率の大幅な引上げによって、二〇年度の八億九、六〇〇万円から二三年度の四九三億三、 入場税が地方へ移譲されると同時に、 地方の独立税収入(還付税を除く)は、 戦前にはみられなかった独立税収入のこのような躍増にもかかわらず、 酒消費税、 電気ガス税、 昭和二〇年度の二億六、三〇〇万円から二三年度には五 使用人税その他の独立税が、 道府県或いは 地方配

ここに日本の地方配付税の役割が、 央の地方税源収奪に対応して誕生し発達したのとは、 行われたこの地方配付税の著増は、 終戦後において大きく変化した点が見出される。 戦前において地方財政補給金や地方配付税が、 根本的に相違している(註)。 この相違は、 地方税源のはなはだしい枯渇や中 きわめて重要であり

○○万円へ五五倍増したのである

(この期間の物価指数は、

三七倍)。

終戦後において地方独立税の拡充と並行して

改正を大きくとりあげている。事実、 負担を軽減しながら、 税源拡大に役立ってきた地方配付税は、 社会労働費は二・七%から八・八%へ)。かくして、戦時中農村住民の不満を抑えながら戦争関係行政の遂行と中央の は 二億三、七○○万円へ五二倍増し、物価指数の上昇率をはるかに超えているとともに、教育費や社会労働 費の 増 大 あることを説き、また政府は、 の改正及びその運営について通牒」に、制度改正の目標が「地方自治権確立の方針に則る地方財政自主化の徹底」に 額を必要ならしめ、 地方行政の拡充が、次ぎ次ぎに行われた。そしてこの地方自治権の拡大と民生行政の拡充が、地方配付税の急激な増 に拡大され、民主的な地方自治制が樹立されるとともに、二一年から二三年にかけて、占領軍の民主化政策の一環と 占領軍および日本政府の「地方自治強化」の方針にもとづき、新憲法、地方自治法によって地方団体の自治権が大幅 しての六三制教育を中心とする教育制度の改革、警察制度の地方分権化民主化、生活保護その他の社会保障の拡充等 地方配付税躍増の一つの大きな原因になっていることは、 終戦直後から昭和二三年にかけてはげしい勢で昂進したインフレーションによる物価、 地方歳出総額の膨脹率より一層はげしく、その比重が急速に大きくなっている(教育費は二五%から二八%へ、 日本政府もこれを実行したのである。例えば、二三年七月の地方財政委員会の「地方税財政制度 地方自治の強化、 地方配付税の増額を要求する財政需要増加のうちに、教育制度改革や警察消防制度の 地方歳出額は、 終戦後の政治情勢の大転換によって、貧富団体間の財政調整を図り、 民生行政の拡充という民主化政策に対して、ある程度財源を保障する役割を 昭和二〇年度の五三億六、二〇〇万円から二三年度の二、七九 明らかであるが、他に注目すべきいろいろの原因がある。 給与の急激な上昇が、 右の

日本における地方財政調整交付金の発達(1) 自治庁、「地方税制度資料」第四巻一六八―一七三頁

荷ったのである。

から市町村の自治体警察が発足したことが、大きく影響している。 分率がたかめられたのは、 へ百分の六十七を配付していたのを、 右のような地方配付税の役割の変化は、その構造の上にもいろいろの変化を生ぜしめた。二三年七月、 道府県、 市町村間の財政需要額と課税力の変動によるが、警察法改正によって、 道府県、 市町村に百分の五十づつに折半することに改めた。 市町村に対する配 従来道府県 同年二月

を基準として特別の配付額を設け、 配付額から第三種配付額に分けて配分されることは、 各地方団体の課税力の算定方法について、二二年三月、 道府県および市町村の配付税は、 道府県では総額の百分の五、 それぞれ各地方団体の課税力、 戦前と変らないが、 地租、 家屋税および営業税の三収益税と遊興飲食税が、 市町村では百分の二十をこれに向けた。 財政需要および特別の窮乏事情を標準に、 戦後二一年に新たに戦災による税の減収 第 種

普通税総額から三収益税または三収益税附加税、 五が、また第二種分与額は、 額に不足する額を基準に分与する。 体の標準単位税額に不足する額に人口数を乗じたものを基準として分与することにした。 附加税額から災害土木負債額の七分の一を控除した額を人口数で除したものを、 分与額に分け、 から地方へ移譲されると同時に、 第一種分与額は、 いずれも百分の五が分与された。 これに変更が加えられた。課税力を基準に分与するものを、 各道府県或いは各市町村が、 第一種分与額には、道府県の場合総額の百分の四十五、市町村では百分の四十七 住民税および法定外独立税を控除した額が、 翌二三年地方税制が改正され、 標準税率で賦課した場合の三収益税額或いは三収益税 第一単位税額とし、 第二種分与額は、 第一種分与額と第二種 同種団 入場税が地方へ移譲さ これが同種の団 [体の標準単位税 各団体 玉 0

酒消費税および鉱産税を加え、

その合算額から災害土木負債の七分の一と戦災復旧債の三分の一を控除した額

市

右の第一種単位税額の営業税を事業税に変え、入場税

れ

営業税が事業税に変わり、

酒消費税等が追加されたので、

費税等が、 税 のでなく、 よる税種を中軸としていたために、その課税力の伸張度は弱く、とくに戦後の地方経費の躍増には到底対応しうるも 地方税制の改正に伴い、 準単位税額とを比較することにし、第二単位税額には、 村の場合は戦災復旧債の十分の十を控除した額)を用い (市町村では各附加税) および法定外独立税を控除したものを使用することに改めた。右のように、 地方配付税の増額にまたねばならなかった。 還付または新設され、住民税が増徴されたとはいえ、 課税力の測定方法に改正が加えられたが、地方税は、三収益税、入場税、 (反面 普通税総額から三収益税、 戦災団体に対する特別分与税を廃止した)、これと標 所得課税は少額で、弾力性の乏しくかつ比例課税に 住民税、 入場税、 遊興飲食税 酒消費稅 戦後における 酒消 鉱産

第四巻一〇二頁 $\widehat{2}$ 昭和二三年六月二二日の第二回国会衆議院治安及地方制度委員会における野溝国務大臣の説明 (自治庁「地方税制度資料」

財政需要の算出方法も、地方行政の領域の拡大、インフレの昻進等によって、いろいろの変更をうけた。行

他方、

正および態容補正に類似する。二三年、 上に一五〇万を加算した。この加算人口数によって、財政需要を算出する方式は、 らにこの割増人口数を増したが、道府県については、大都市部人口の三倍、 割増人口数を増し、 政の拡充と物価の昻騰による財政需要の増大は、人口数の大きい団体において一層はげしく現われるので、 かつ各種地方団体の割増人口数を変更したが、右の甲町村については、警察吏員数を三百倍した数を加算する これは 道府県と大都市は、 いうまでもなく自治体警察の設置に伴い、これに関する財政需要を、 町村を自治体警察を設置する「甲町村」と、これを設置しない「乙町村」に 六〇万を加算し、 都市は三万、町村は二千を加えることに改めた。二一年さ 都市部二倍、 後の地方財政平衡交付金の段階補 町村部一倍を割増し、その 配付税の構造に反映せ

五九

とは、 めて、 付税総額の百分の十を配付することにした。 育の学級数を基礎に、 改めて説明するまでもないであろう。 新制度の実施を推進しようとしたものである。同時に第四種配付額を新たに設けて、道府県の場合は、 市町村では、 義務教育の生徒児童数と学級数を五〇倍した数との合算数を基礎に、 六三制義務教育の実現を配付税によって保証しようとしたものであるこ それぞれ配 義務教

正されたことを知ることができる。 右に述べたところによって、 戦後における占領軍、 日本政府の教育、 地方配付税が、 警察その他の民生行政の拡充と地方分権とに役立つようにしばしば改 道府県と市町村への配分、 財政需要の算定方法等について、 その構造

これ 間における合理的な分担関係の樹立が、 めの ことがなかった。その結果、 施策にもとづく行政費は、 すべき諸経費並びに口国と地方団体が分担すべき経費を列挙した。 と地方団体の間の経費の分担関係を一応法定し、日地方団体が全額その経費を負担すべき諸経費、 国政委仕事務費を地方団体がせおい込むという旧来の経費負担の実情は、この地方財政法によって、 財源保障という役割を荷うことが多かった。 が明示されないものも多く、 地方配付税の改正と前後して、 これに属する上に、 地方配付税も依然として地方団体の自治事務の維持拡充以外に、 台の経費についても、 いかに困難であり、 この種経費の国地方の分担割合は、 地方財政法が公布され、 これは、 その一部を地方団体が、 強大な中央集権的官僚機構の下において、 従って、地方財政調整交付金が、地方団体の自治事務拡 しかし、 明治以来永年にわたって懸案となってきた国 日の経費が最も多数に上り、 実際上負担する場合も 国が一方的に定め、 国政委仕事務遂行のた 口全額を国が負担 経費の国 或いは法令に 多い。 修正される 国の法令や 地方 従っ

充のための財源保障となることが、

いかに難しいかを示すものである。

源の主柱をなす地方配付税が、俄に半減されて大打撃をうけ、 今年度かぎりの特別措置であると言明することによって、 家予算というものは、 率を百分の十六・二九に低減したのである。 所得税および法人税の百分の三十三・一四を配付税の財源に充てることになり、 って現われ、地方財政に大きな波紋を描いた。地方配付税は、二三年の入場税の地方移譲等によって、 によって、インフレ抑制のために国家予算の大幅な圧縮を要請されたが、 四五億円を国の予算に計上されるはずであった。しかるに、 二三年一二月、 政府は、 同年五月、 これに辻褄を合わせるために、 総司令部から経済安定九原則が、 地方財政の犠牲によって辛じてその均衡を保っておる」と攻撃された。結局、 地方税制を改正し、住民税を大幅に増税するとともに、 この暴挙に対して衆参両院ではげしい論難が加えられ、「二四年度の国 地方配付税法の特例に関する法律を公布して、所得税、 日本政府に指示され、 国会を通過した。 財政運営に窮した。 国家予算圧縮の余波は、これを一挙に五七七億円に半 これが、 つづいて翌二四年二月のドッジ公使の来訪 しかし、 地租家屋税を増徴して、 二四年度の地方配付税総額は、 政府は、 地方配付税の半減という暴挙とな 地方団体とくに貧弱団体は、 配付税削減の穴埋めをす 吉田総理大臣が 土地家屋の使 二四年度から 法人税の繰入 財

民生行政の切下げによって行われたのである。 財政への影響を無視して容易に削減されるものであることを示すが、その穴埋めは、 この配付税半減問題は 昭和二四年四月一一日第五回参議院地方行政委員会における吉川末次郎氏の攻撃 総司令部の指示による国家財政圧縮政策の前に、 その後、 地方団体から強硬な要求があって、配付税は、 法律によって保証された配付税も、 (第五回参議院行政委員会議録第七号) 地方住民への大衆課税の増徴と 補正予算で九 地方

用者へも課税しうることとした。

日本における地方財政調整交付金の発達

○億円を追加された

位におき、これをどう取扱うかは、当時最も重大な課題となった。この時に、シャウプ勧告が行われたのである。 けることは、 方税も年々繰返し増徴されても、 すます膨脹をつづけ 保健衛生等を中心に、 ラインの影響をうけて、ここに一大危機に直面した。 最後に、 総額四九三億三、一〇〇円を計上した昭和二三年度の地方配付税が、貧富団体間にどのように配分された 許されてなかった。かくて、 終戦以後地方自治強化、 (昭和二一年度二九一億円の地方歳出額は、同二四年度には四、 行政費がいよいよ増大する上に、 地方財政の窮迫ははなはだしく、到底大幅削減をうけた地方配付税をそのままつづ 財政圧縮を要求するドッジラインの下において、 民生行政拡充の動向に沿って、 しかしながら、 物価の昻騰、 給与ベースの引上等によって、 終戦後拡充された教育、 年々増大してきた地方配付税は、ドッジ 四五四億円に著増)、 地方配付税をどういう地 警察、 地方経費は、 社会保障および 各種の地 ま

とおりである および鹿児島の六貧弱地方において、 かをみるために、 いま東京、 神奈川、 道府県配付税と市町村配付税が、どのように配分されたかをみると、第三表の 愛知、 京都、 大阪および兵庫の六富裕地方と、青森、岩手、 秋田、 山形、 鳥取

きく響いているであろうが、 とには、 鹿児島の一一億円を除いては、 円から二二億円という多額の配付税を配付されているに反し、最も調整財源を必要とするBグループの六貧弱団体は、 第三表をみると、Aグループに属する富裕団体でも、東京の三三億二、八〇〇万円を筆頭に、 各地方団体の財政需要の測定に割増人口数を用い、これに配付税総額の百分の四十が充てられたことが、大 当時地方配付税が、 いずれも七億乃至九億円の配付税をうけているにすぎない。こういう結果を生じたこ 貧弱団体の財源補塡機能を充分に発揮していなかったことは、これ 他の五団体も一一億

によっても明瞭である。

貧富団体間の地方配付税配分状況 (昭和二三年度 単位百万円)

第三表

]	В					· 1	A.			Þ	ζ.
鹿	鳥	山	秋	岩	青	兵	大	京	愛	神	東		
児										奈			, V
島	取	形	田	手	森	庫	阪	都	知	Ш	京	5	7
												酒己。	道
六	Ξ	Ŧī.	Ħ.	<u> 11.</u>	四	八	九	匹	八	七	_	付	府
二大	<u>七</u>	四四	$\frac{\mathbb{S}}{\mathbb{S}}$	\equiv	四四一	八四	Ξ	七五	六二	五	二六	税	県
											_	大	
						Ξ	七	四	五	五.	九七五	都	
						三九	五	Ö	五三八	$\stackrel{\subseteq}{=}$	五	市	
											Ý	都	市
<u>-</u>	三六	七八	五四	九六	八 三	五三	三五七	五三	一七一	二七四	六七	市	町
						,						甲	村
_						-			=			町	配
八七	$\overline{\circ}$	七九	$\frac{\mathbb{S}}{\mathbb{S}}$	五六	八 二	四一	<u>=</u>	四〇	九	八七	九〇	村	EL
												乙	付
	_	=		=		=			_			町	税
五	Ξ	八八	九一	=	四三	쿳	七九	八	八七	七三	0	村	,,,
四八四	一五	三六五	三四元	三七四	三〇七	九七	一、 三 二	六四	1, 10	九三	11, 1101	計	
		.41	<u> </u>	뗃	<u>~</u>		<u>=</u> _	_	JI.	<u>^</u>	=	1	L 合
_	四	八	八	カ	+	八八		_	カ	、 六	=		
$\overline{\bigcirc}$	大五	八九九	五		七四八	八五五	三四四	一六	九六七	六二	三元	1	H

(註) 地方の独立税が、増加することによって、却って貧富団体間の財政力のアンバランスが激化され、これに伴い地方財政調 地方配付税総額の変化は、この一般論だけで律しうる問題ではない。いわばそれ以前の問題すなわち戦前のような地方税源の 整交付金の増加が、要求されるということは、一般的に認められるところである。しかし、日本における戦前と戦後における 備考 地方自治庁財政部編、地方財政計数資料(第五回国会資料)による

はなはだしい一般的欠乏乃至貧弱な地方税源の中央への収奪を前提にしての財政調整交付金が、戦後においてどう変化したか

ここに日本における地方財政調整交付金発達の特殊性の一つがある。

日本における地方財政調整交付金の発達

の問題であることを、充分に注意する必要があり、

四 シャウプ勧告と地方財政平衡交付金

ウシャウプ勧告における地方財政平衡交付金

ぎのように強調したが、 る既定政策に対し財政的支持をあたえること」をその声明のうちに唱え、さらに前掲の報告書のうちで、この点を次 ももっていた (註二)。 等ドッジの経済安定計画に奉仕するものであったが、一面、 Mission)いわゆるシャウプ勧告は、 昭和二四年八月のシャウプ使節団 昭和二四(一九四九)年五月の来日に際し、シャウプ使節団は、「地方の自治と責任とを強化す 地方財政調整を、地方自治発達の基本的条件としたことは、 [の日本税制に関する報告書 ドッジラインの一環として、 法人による資本蓄積の促進、 地方自治の強化とこれに対する財源の賦与という目的 (Report on Japanese Taxation by 注目すべきである。 徴税法の厳重な実施

治の完成を望むことはきわめて困難であるという事実である」(傍点筆者) 極目的の一つとして宣言されている事実である。第二に、現在のところ、地方自治はきわめて未熟な段階にあり、 |体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方

「われわれの改革案は二つの事実から出発している。第一は、地方自治ということは、

占領軍および日本政府の窮

民主政治におけるまた国民生活における地方自治の意義をたかく評価し(誰)、 地方団体の独立を増すこと」が、重要であると強調する(豊三)。しかし、「地方によっては適切な地方行政 地方自治を、 ただ占領軍および日本政府の既定方針であるから、 とくに日本において「『国』 これを強化するというだけでな

をなすものであり、現段階における地方自治に対する勧告の考え方を示すものである。 旧い地方自治観念を批判しているのは、先きにあげた地方財政調整を、 地方自治の概念は、 を維持するにはあまりにも貧困であるかあるいは立遅れていることもある。 実際多くの地方は、 極端にまでもって行くべきものではない」。と述べて、 自給自足を建前とする第十九世紀初期の(3) 完全に自給自足をするまでに立ちいたることができないのである。これらの理由の故に、 地方自治発達の基本的条件とする勧告と表裏 地方的に処理できる税収には限りがある

(-) Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, Vol. 1. p.21

(ロ) および (ロ) Report, Vol. 3. Appendix p.A3

- 年のドッジ緊縮政策による地方配付税半減を地方財政危機の一原因にあげているのは、 びに教育、 の配付率が、 家屋税)が、 増大と歳入の制限との結合した結果である。地方団体の責任は、戦災その他の地方行政に対する戦争関係の要求なら 多数の零細な法定外独立税の徴収、繰上充用、宝くじ・競輪・競馬等の賭博収入、夫役、赤字公債、多数の寄附金等 をその具体的事例としてあげた(註2)。そして、勧告は、 当時の地方財政の状況について、勧告は、「地方団体が、財政上危機の状態にあることには多くの証拠がある」とし、 警察および消防の地方当局への委譲のために増加している。 物価と費用の上昇に比例した歳入をもたらさなかったこと、地方に配付される国税たる所得税と法人税 突然半減されたことおよび地方の起債力が制限されたことにもとづくものである。」とするが、昭和二四 財政窮迫の原因を、「一般に、地方団体の財政難は、 歳入の制限は、 若干の租税 興味深い。 (特に地租および 責任の
- (4) Report, Vol. 3, Appendix, p.A12
- (15) Ibid p.A12

ハ 六

- 進んで、 報告は 財政上の地方自治を保証するための条件として、 次ぎの四条件をかかげている。(6) (要点のみ引用)
- (+)がある場合において、この増加需要を、賄うに潜在的に十分強い税を地方団体が持っていること 地方住民がより多くの行政作用に対する真の要求を表わし、この行政作用に対してかれらが喜んで納税しまた納税する能力
- 付税から地方団体がうける金額が、事実まさしくこの方法によって定められている 地方団体が、翌年必要とするところについて毎年中央政府の慈悲にすがることがないという保証。 現行制度においては、
- 各税の賦課および各施策の実施に関する責任の集中
- を変更する自由を有するよう、これらの貧困な地方に対しては中央政府が特別の支持を与えること 例外的に貧困な地方は、事実上のみならす原則的にもその固有の税の税率を変更してその住民に与えているサーヴィスの量

この場合 明確化をその条件として並行的にあげたのは、従来の日本の地方財政政策のあり方と大きく相違するところである。 右の回にあるように、勧告は、 同時に地方税源の拡充、中央の独断的恣意的な財政援助の排除並びに独立税主義の実現と行政事務分担の 財政自治を、 日本の歴史的伝統に捉われず、理想的にとりあげたことが示されている。 地方財政調整交付金を財政上の地方自治を保証するための不可欠の条件としたが、 事実、 勧告に

もとづく一連の財税制改革によって、地方財政平衡交付金と並んで、行政事務分担の明確化を除き(後述のように、

央政府が補助金を交付したり、 って賄うべきであるとしたので、 これが重大問題であるが)、他の三項目は、 全額補助金の廃止等大幅な国庫補助金の整理を主張し、それらの整理による減収の一部も、平衡交付金によ しなかったりして、地方当局にその仕事をあたえる傾向は、 シャウプ勧告における平衡交付金 (Equalization Grant) ある程度実現されたのである。 その上、 勧告は、地方自治育成のために「中 の地位は、 減ぜられねばならない。」 きわめてたか

ものとなった。

(ⓒ) Réport, Vol. 1, p.30—31 (♡) Report, Vol. 3, Appendix, p.A7

平衡交付金で補塡すべきである」という立場にたち、平衡交付金の総額を、特定の国税収入の一定率の枠内に限定すでのでは、(9) の額は、一、二〇〇億円を計上することを要するとした。この場合、勧告は、「地方当局の必要とする歳入の差額は(8) も一、○○○億円の歳入増加を必要とし、また国庫補助金のうち四○○億円を整理せねばならないので、平衡交付金 幣価値の低下、戦災復旧、教育・警察・消防等の地方委譲、地方自治権の拡充および人口の増加等によって、 地方財政平衡交付金の具体的な構想について、先ず勧告は、昭和二四年度の地方歳出総額約三、五〇〇億円は、貨 少くと

(∞) Report, Vol. 3, Appendix, p.A14 ff

る従来の地方配付税とは、根本的にその構造を異にすべきものとした。

(๑) Ibid., p. A2

頼しない」ときめつけ、さらに「しかし、配付率が毎年一定していても、受取額の変動は余りにも大きいであろう。 る 配付税の金額を受けられるものとして予算を組んだ後に、配付税を半減する決定をみたことをにがにがしく思ってい ぼ均等化するように分配せねばならない」とし、従来の地方配付税を批判して「今日地方吏員は一般に、かれらが、 付税の不安定性を突いている。 何故ならば、 地方財政平衡交付金の構造ついて「この交付金は、課税力と必要とを異にする地方の税負担と地方行政の質とをほ かれらは、配付税額が、年々国家財政の逼迫状態と中央政府の命令によって定まると思っているから、配付税を信 所得税は、 経済状態の変動にきわめて敏感であるからである」と述べて、(12) また「この方式には各地方の実際の財政力または財政需要を必ずしも反映しない独断 所得税と法人税に結びつく配

六八

る 的な面が、 を明示したが、その構想は、 者は、この分類では、 付税の構造を非難している。そして「地方配付税は、国庫の一般資金から支出する『平衡交付金』に改めるべきであ 能力と必要の差を充分に認める方式によって行わねばならない」と結んで、勧告が考える平衡交付金の基本構想 この方式には人口数を異にする都市のために若干の人為的調整がなされている」と述べて、(3) ただ便宜上のもので、これら二種の地方の相対的必要を研究した結果に基いたものではない。多くの有能な観察 この交付金の総額は、 若干ある。 たとえば、 都道府県の財政的地位は、 合理的標準の下に地方当局の能力と必要を研究して決定せねばならない。 過去十五年間の日本の地方財政調整交付金の構造を変革する契機となった。 配付税の半分は、 市町村のそれよりも相当に強くなってるいと信じている。 都道府県に、 他の半分は、市町村に支給される。 独断的非合理的な配 地方 この特定配付法 への分配 同様にし

(1) ①採みらる Report, Vol. 3, Appendix, p.A21

(3)および(4) Ibid., p.A22

の合計が、全財政需要になるだろう』と述べて、後の基準財政需要額の算定方法を示唆しているが、 この場合、 限度の量と質との行政を可能にする単位当り標準費用を乗じて算出されるであろう。全行政を綜合したその所要経費 要の捕捉方法について、「地方行政の各項目に対する財政需要は、 与えらるべき行政の単位数に、 治強化をめざす改革への勧告の熱意を認めると同時に、 方団体の必要と財源とによりよく応じて決定するように勧告する」と注意しているが、ここに、(5) 需要、財源および行政上の便宜による中央政府の立場から眺められている。 勧告は、 平衡交付金の具体的な構造を述べるにあたって、先ずその冒頭に「今日は、この問題は、 その理想主義をみるのである。勧告は、 われわれは、全配付額と配付方法とを地 各地方団体の財政需 われわれは、 妥当なしかし最低 中央政府の財政 地方自

平衡交付金を算出するのに使用するだけである」と注意することを忘れない (註五)。次ぎに、各地方団体の課税 力 の(エン) 収入額を算出する場合には、基準税率を充分低くしておいて、地方団体に自由に税率を引上げて、行政を拡充しうる 最低水準よりも高くしたいと思うときには、その税率を超えることができるようにするであろう」と述べ、基準財政(18) ある。各々の場合の標準税率は、適当な最低限度の税率であろう。標準税率は、十分に低くしておいて、地方当局が 測定については、「各地方税の財政力は、 入額として計算されるであろう。 地方当局が、その歳出を全必要額と決した額に限定せねばならないという意味ではない。この額は、 全財政力は、標準税率で課税したと仮定した場合の全租税の税収額合計となるので 標準の賦課及び徴収により標準税率で課税した場合に、その税があげる歳

(5) Report Vol. 3, Appendix, p.A23

余地を残すべきことを説いている(誰だ)。

- (16) および(17) Ibid, p.A24
- (≊) Ibid., p.A25

改め、これによって、「全配付額と配付方法とを、地方団体の必要と財源とによりよく応じて決定」しようとする構想 る金額の合計であろう」として、平衡交付金の総額は、全地方団体の歳入不足の合計額であるべきだと主張する。この金額の合計である。 but minimal basis)を行うと仮定した場合の歳入の予想必要総額から、 額として現わされる予想財源を控除したものであろう。 そして、「各地方に交付される金額は、合理的だが最少限度の標準的行政(standard services on a reasonable 勧告が、地方配付税を改革して、 地方の 中央政府の配付する全額は、それぞれの地方当局に支払われ 「能力と必要の差を充分に認める方式」である平衡交付金に 利用しうる税の適当な標準税率による歳入

Č

- 例して全地方当局問に配付される」 の項点をなすものである。 このようにして決定される平衡交付金の総額は、 「財政需要額と財政力との間の差額に比
- (A) Report, Vol. 3, Appendix, p.A24
- (원) Ibid., p. A29

ない」とし、従来の地方税審議会と地方自治庁は不適当であり、これらを解散して、地方財政委員会の委員の数を五(2) して、すべて国会の承認を求むべしとした。(22) 名とし、知事会会長・市長会会長・町村長会会長が、各々一名づつを任命し、他の二名は内閣総理大臣がこれを任命 を設置することを提唱する。そして、「この委員会は、地方団体の利益を充分に代表するように構成されなくてはなら 市町村間の財政関係について発生する諸問題を処理するために、常設の地方財政委員会 (Local Finance Comission) シャウプ使節団は、進んで平衡交付金の運営機構についても勧告し、平衡交付金の算出、配付その他国、都道府県、

され、新たに地方財政委員会設置法によって、大体勧告どおりの委員会が設置されたが、三名の地方団体の推せんによ としたためである。因みに昭和二二年内務省の廃止に伴い臨時に設けられた従前の地方財政委員会は、二五年に廃止 る地方財政委員会に託することにしたのは、地方財政調整問題を「中央政府の立場から眺められる」ことを避けよう を要求する。 配付のための地方団体の財政需要や財政力に関する必要な資料を蒐集し、研究を行い、国に対し必要な平衡交付金額 この地方財政委員会が、地方税や地方債について一定事項を審議調整すると同時に、平衡交付金総額の算定および (21) および(22) Report, Vol. 1, p.29 勧告が、平衡交付金の運営を既存の官庁に委ねず、主として地方団体を代表する委員によって構成され

る委員については、 内閣総理大臣が、これを罷免しようとする場合予め推せん団体の意見をきくことを要するものと

強い独立性をこれにあたえた。

あろう」と述べ、平衡交付金の完成を、国家財政の基礎が確立し、平衡交付金の技術的準備が整う時期に期待した。 勧告する」とし、即刻にとるべき措置として、地方配付税の廃止、一、二〇〇億円の平衡交付金の計上、新しい暫定(3) をえた時には、平衡交付金として毎年支出する額は、全地方当局の総標準必要額と総標準財政力間の相違に等しいで 歳入額とに関し信頼できる材料を供給するに足るだけ進歩した時、および中央政府の財政が今日以上に確乎たる基礎 方式による交付金の配付並びに各種の地方行政と歳入の研究を提唱した。そして「これらの研究が、標準費用と標準 れわれは、均等化計画を長期目標として採用するが、地方団体を健全な財政的地位に置くために即刻措置をとるよう 急速に必要である。この緊急状態に鑑み、平衡交付金制度の全面的発展を待つことは、実際的でない。それ故に、わ しかし、平衝交付金に関する遠大な構想を示した勧告も、「日本の地方団体は、危期に面している。更に多くの金が

(일) Report, Vol. 3, Appendix, p.A27

(2) lbid., p.A31

金の発展史における勧告の地位と役割を吟味するためには、いま少し平衡交付金についての勧告の思想と内容を検討 以上が、シャウプ勧告における地方財政平衡交付金に関する構想である。しかし、日本における地方財政調整交付

平衡交付金をうける地方団体の義務として、「地方当局は、少くとも標準必要額に相当する額(交付金を含めて)を適当 先ず地方自治と平衡交付金の関係についてであるが、勧告は、この問題についてかなり詳しく論じている。 勧告は

だけの歳入額をあげて、 は、いかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる」と述 な能率をもって費消し、 地方団体の自治を侵害しないことを力説している。しかし、「標準必要額」(the standard need) 最低限度の地方行政をしなければならない。また、標準租税を標準税率で課税してえられる 地方費用の公正な負担分を引受けなければならない。これら二つの制限以外には、地方当局

のもののあり方や行政機構の変革を前提とせずに、 き平衡交付金が、地方自治を抑圧する官僚統制に貢献するという逆の結果を伴った。これは、 て強く規制されることになった。この点は、 付金をうける地方団体に要求される「標準必要額」や「最低限度の地方行政」の具体的内容は、 わたって中央から監督される行政事務が、依然として道府県、 中央集権的行政機構がほとんどそのまま温存されて、国の法令や中央各省の施策によって義務づけられ、 づいて新設された臨時地方行政調査委員会議の勧告も、 分については、具体的になんら触れることなく、別個に地方行政調査委員会を設けて、ここで調査立案すべきものと や「最低限度の地方行政」(a minimum level of local service)の具体的内容が、問題である。 シャウプ勧告は、各種 の行政事務の国、 一切をこれに委ねた。ここにシャウプ勧告の運命を左右する大きな問題が潜んでいる。しかも、この勧告にもと 道府県および市町村間における分担の明確化と市町村優先主義を主張しているが、行政事務の再配 従来の地方配付税の場合とほとんど異らず、地方自治の強化に役立つべ 財政上からだけ地方自治を実現しようと志したシャウプ勧告の悲 後述のように全く無視され、国内諸行政における明治以来の 市町村の行政事務の大部分を占めた。従って、 地方団体の自治行政そ 国の政策や意図によっ かつ細部 平衡交

(5) Report, Vol 3. Appendix, p. A26

劇であるといわねばならない。

(26) Ibid., p. A6

とができず、次ぎにみるように、平衡交付金制度実施の当初から勧告の苦心が、蹂躙されるのである。 必然性を認めながらも、地方自治強化のためにこれを最低限度におさえようとするシャウプ勧告の苦心がうかがわれ 自由の方で誤る方がずっとましであろう」と強調する。平衡交付金に伴って、中央の地方団体に対する統制が加わる(2) 勧告は、「われわれは、今日の日本においては、強力な独立地方団体を発達させることが、重大問題の一つであるが故 し、さらに「特定の程度の教育の要求のごとき種々の附帯条件を課することができるであろう」としている。しかし、 に、平衡交付金に関する国の統制を最低限度にするように強く勧告するものである。過度の制限の方でよりも過度の 勧告は、また「平衡制度は、地方自治を害すると論らぜれることがある。もちろん国庫が、地方団体に金銭支給を しかし、この苦心も、 特定の補助金のように、 地方団体に対する国家の細々とした統制を最少限度のものにするような交付金である」と述べて、平衡交付金の方団体に対する国家の細々とした統制を最少限度のものにするような交付金である」と述べて、平衡交付金 地方当局を非独立的にし、これを制限と統制下におくことになるのは、事実である。しかし、 勧告が手を触れずに温存された中央集権的行政機構の下では、容易にその目的を達するこ 中央の細々とした統制をうけることは少ないが、中央統制を伴うものであることを是認 平衡交付

(元) Report, Vol. 3, Appendix, p.A25—26 (窓) 森 45(窓) Ibid, p.A26

平衡交付金額の確保を、国家財政の基礎確立のときに期待した。しかるに、勧告にもとづく新地方税制が、 をとると同時に、その内容が近代化され合理化されたために、各地方の経済力の差異は、それぞれの地方団体の課税 力の上に一層鋭く反映することになり、 先きにも述べたように、 勧告は、 昭和二五年度にとりあえず一、二〇〇億円の平衡交付金を要求し、 貧富団体間の財政力のアンバランスは、 いよいよはげしくなって、平衡な付 独立税主義

七四

主義の破綻がみられる。 揮しえなかったが、ここにもアメリカのそれと異る日本の国家財政の特質を深く検討しなかったシャウプ勧告の理 必要な平衡交付金の計上を許さなかった。 強く要求された。 しかも、その後の日本の国家財政の状態は、容易に「確乎たる基礎」をうるにいたら かくて折角の平衡交付金に関する勧告の合理的構造も、 その実効を発

全訂日本地方財政論第二章「市民の経済力と都市行財政」を参照されたい。

すでに昭和二五年九月の第二次シャウプ勧告で、二六年度に一、三○○億円の平衡交付金の計上を必要としている。

強い自信(誰もを抱いており、これが、従来日本で考えられなかった劃期的な地方財政調整交付金を提唱せしめた。 右に述べたようないろいろの欠陥と問題をもっていたとはいえ、 シャウプ勧告は、 地方自治に対する明確な理想と

しかし、こういう理想や自信も、 と理想性がみられるのである。 や日本政府の民主化政策の一表現として表明されたものであった。ここに日本の地につかないシャウプ勧告の抽象性 日本国民の民主的自治への要求と確信に裏づけられたものではなく、

警察制度の改革、 現に奉仕する勧告の使命に背反するものではない。ドッジが指示する国の緊縮予算の下で、終戦後進められてきた教育制度や の膨脹に応じなければならなかった。こういう基礎があって、はじめてドッジの緊縮政策も、安心して実施されえたのである。 住民から地方税を増徴し、また必要な最低限の平衡交付金を国から交付して、地方財政の均衡を保持しながら、地方経費 シャウプ勧告が、その一つの目的とした地方自治の強化とこれに対する財源の賦与は、決してドッジの経済安定計画実 シャウプ勧告は、「強力な地方団体の必要」という項目のうちで「日本またはいかなる国でもその将来における進歩と福 他の如何なる要素にも劣らず、地方団体の有効な行政の量と質とにかかっているのである。しかのみならず、 ある程度拡張された社会保障、保健衛生等の民生行政を維持するためには、どうしても地方自治を 強調

体は、民主的生活様式に潜在的な貢献をするものであるから、

強化されねばならない。

強力な独立した、実力ある地方団体が

かれるのである。 政治力は、 地方団体は、国民を教育し、民主主義の技術の指導者を養成するのに有効な手段を備えている。」(Reprt on 遠隔の地にあり、且つ個人とは無関係の中央政府に集中されるよりもむしろ分散され、、国民の身辺にお

Japanese Taxation by the Shoup Mission, vol. 3, Appendix, p.A2) と主張している。

は至ってなかった。それ故に、地方自治に関する現実的見解においては、妥協が必要であることは、これを認めるとしても、 シャウプ勧告は、「日本においては、 地方自治の原則は、 最近まずは実現しうるものとして広く受け容れられるまでに

日本における問題は、依然として国の支配を滅じ、地方団体の独立を増すことである。次の段階は、明らかに、

地方自治の形

式に実質を加えるために、地方団体に適当な独立財源を与えることである。」(Ibid., p.A3)と述べている。 当時における地方財政の状況は、道府県の中心財源である事業税が、数年前に比べてその税率が二倍半、 不動産取得税

の委譲その他で、地方経費の膨脹が必至であるのに、地方配付税の半減、国庫補助負担金の削減、 また百種に達する法定外独立税が賦課されていた。しかも、二四年度には、六三制教育の実施、自治体警察の設置、官設消防 が四倍増率されていたにもかかわらず、昭和二三年度において全地方団体の七割以上が、法定の標準税率を超える課税を行い、 地方債の抑制等で、地方財

(註五) 勧告は、この言葉につづいて、「地方団体は、自由にこの標準を越えてよく、また中央政府の力により、また助成金使用 破局に直面していた(地方自治庁財政部編、地方財政白書、昭二四・六刊による)。

年頃から後述のように、大蔵省等が、基準財政収入額が、基準財政需要額を超える富裕団体について、過剰財源があると称して、 により、そうすることを奨励すべきである」(Report, Vol. 3, Appendix, p.A24)と述べている。 この言葉は、恰も昭和三○

(註六) これを国に吸収しようという方針を打出してきたことを、勧告がすでに予想して、予めこれに警告をあたえたかのようである 基準税率を現行の標準税率の百分の八十から百分の九十に引上げる案を提唱している。これは、シャウプ勧告の基準税率を充 最近、大蔵省等で、地方交付税額の増大を防ぐ一方法として、財源調整を口実に、道府県の基準財政収入算出のための

分低くして地方団体に自由に税率を引上げる余地を残そうという考えと全く対立するものである。 地方経費が増加すれ

地方団体のなすサーヴィスを少くするか、それとも増税してより多くのサーヴィスをなすか、いずれが望ましいかということ それに応ずる税収を国または地方団体のいずれかが徴収することが必要になるであろう。問題は、減税して住民に対する 勧告は、「日本は、よりよき地方団体を出現せしめることができるか」という項目の下に「確かに、 国民の購買力は増すであろうが、国民はその多くを消費を増すように使用するであろう。

×

財は、 張された機会の形をとるであろう」(Report, Vol. 3, Appendix, p.A3—4) と主張した。 小さいと見積っても差支えなかろう。これに反して、これと同額の金を地方団体に与えるならば、その結果は、日本の最大の する程度まで起るにすぎないであろうが、かくのごとく資本蓄積の行われる程度または資源が輸出市場へ転換される程度は、 る消費を増すことになるであろう。日本は、滅税によってその輸出市場向け生産力が増加しなければ、減税による実質的利益 受けないであろう。 すなわち国民に対する直接投資となり、その投資は、改善された教育、よりよき健康、より大なる保証と安全および拡 主として食料と原料の供給によって限定せられるが故に、個人の消費が増せば価格を吊上げまたは不要の贅沢品に対す かかる輸出向けの生産の増加は、減税が資本の蓄積を増加する程度または生産資源を輸出市場に転換

口 昭和二五年の地方財政平衡交付金

に日本政府が、地方財政平衡交付金法を立案する過程で、いろいろの障害に当面せねばならなかった。 シャウプ勧告の地方財政平衡交付金に関する構想が、前述のように、従来の地方配付税に比べて革新的なものであ また強力な地方団体の発達を目的に、平衝交付金についての中央の統制を最低限度に抑えようとしたので、すで

平衡交付金を交付される地方団体が、義務教育について必要な経費をはたして支出するかどうかに大きな不安を抱き でなく、 づけたが、ついに総司令部民政局の指示によって、同法案の国会提出は中止された(#i)。しかし、単に文部省 だ け してきた義務教育費国庫負担金(昭和二四年度一三二億円)が廃止されて、平衡交付金に織り込まれるので、文部省は 「標準義務教育費の維持に関する法案」を立案した。この法案をめぐって、文部省と地方自治庁が対立し、紛争をつ 第一に、シャウプ勧告によると、大正七年に創設され、昭和一五年以来小学校教員俸給の二分の一を道府県に交付 中央各省は、 一様に、 法令等で国が要請する各種の行政が、 自由財源として地方へ交付される平衡交付金の

下で、国の要求どおりに確保されうるかどうかに強い不安をもち、

国の行政機関は、その所管事務に関係ある行政に

中央各省が、 かを物語るものである(しかも、 公選首長の下での地方団体の自治権拡張以後国庫補助負担金を一つの重要な基礎として、 ようとした。 減額し、 ると認める場合においては、 地方団体が、法律または法律にもとづく命令により国が要請する程度の規模と内容とを備えることを怠ってい またはその一部を返還させることを請求することができる。という規定を、 結局総司令部の反対で、 地方団体が右の勧告に従わなかった場合には、 いま補助金の整理、 予め地方財政委員会に通知して、 この規定は、後にみるように昭和二七年平衡交付金制度の確立と同時に追加された)。 平衡交付金の拡大という事態に直面して、その支配力の保持にいかに躍起となった この規定は、法案から削除されたが、 国の行政機関は、 当該地方団体に対し、これをなすべき旨の勧告をする この経緯は、 地方財政委員会に対し、 地方財政平衡交付金法に挾入し その支配力を温存してきた 二二年の地方自治法による 平衡交付金を

昭和二五年五月公布された。 地方財政平衡交付金法は、 同法を中心に、 同時に提案された地方税法改正案が不成立に終ったにもかかわらず、 昭和二五年の平衡交付金の構造をみると、次ぎのとおりである。 第七国会を通過し

1

この法案立案の経緯については、内藤誉三郎、

平衡交付金と地方教育費(「府県市町村の金融と会計」一の四)

Ļ 付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する」という文句は、前述のような国の行政機関の所管行政 方団体の自治権を損わず、 を執行する権能を損わず、 0) ·計画的な運営を保障することによって、 地方財政平衡交付金法は、 もってその独立性を強化することを目的とする」(法一条)とし、 その財源の均衡化を図り、 その独立性を強めるべきことを強調している。しかし、 平衡交付金の目的を「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政 地方自治の本旨の実現に資するために、 及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政 シャウプ勧告の趣旨に従い、 右の規定のうち「平衡交付金の交 地方団体に対し適当な財源を供与 平衡交付 金 が地

事務に関する地方団体に対する勧告権に関する規定が、原案から削除されたのに伴って追加された経緯からみて、 てはならない」(三条の四)として、平衡交付金と地方自治の両立を企図しているが、これも、 の基本方針として、「国は交付金の交付に当っては、 られる。 付の基準の設定を通じて、 していくのである。 後述のように、基準財政需要の測定等にこの意図が具体化されている。平衡交付金法は、 間接に、 国の法令や施策の完全な実施を確保することに役立たしめようとしたものと考え 地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、 又はその使途を制 実際上次第に空文化 交

方式で総額を決定することとした。 補てんするために必要且つ充分な額を、 るところにより、 平衡交付金法は、 シャウプ勧告のいう「国庫の一般資金から支出する『平衡交付金』」とするとともに、 財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額を超える場合における当該超過額を 「国は、 毎年度各地方団体が提出する資料に基き、 地方財政平衡交付金として、 国の予算に計上しなければならない。」(三条) すべての地方団体について、 この法律に定め 下からの積上げ

の四)。 付金にかかる歳出予算の基礎について、その詳細を国の予算に附記し、また委員会の意見を附さねばならない た交付金の総額またはその算定の基礎を変更した場合には、委員会が勧告した交付金算定の基礎、 の予算に計上しようとするときは、 これを国の予算に計上するよう内閣に勧告する(六条の二)。 毎年度の交付金の総額を見積ることは、 結局は、 平衡交付金は、 国の歳出予算の一部として、 予め委員会の意見を求めなければならない(六条の三)。 地方財政委員会の権限であり、委員会は、 内閣は、 国会の議定にかかるが、平衡交付金額の予算計上につ 委員会が勧告した交付金の総額を変更して、国 翌年度の交付金の総額を算定し 内閣は、 内閣が決定した交 委員会が勧告し (六条

交付金の額は、交付金の総額を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額に按分して算定し(一) いて、地方財政委員会の発言権が、非常に重視されていることは、注目すべきである。各地方団体に対し交付すべき

○条の二)、地方財政委員会がこれを交付する。

が、要因になる。 法で補正し、この補正された測定単位数値を各単位当りの単位費用に乗じてえた額を、当該地方団体について合算し るものであるが、各地方団体の基準財政需要額は、各地方行政の種類ごとに設けられた測定単位の数値を、 て算出する(一一条)。 従って、 基準財政需要額の算出には、 基準財政需要額は、基準財政収入額とともに、平衡交付金の総額および各地方団体への交付金額を定める基礎にな 各種行政の測定単位とその数値、 補正および単位費用 一定の方

測定単位数は、道府県と市町村に分け、左の表の中欄にかかげる経費について、それぞれその下欄の単位をもって

計算する。

						道府県	の地方団 類体
二教育費	5 その他の土木費	4 港湾費	3 河川費	2 橋りよう費	1 道路費	一土木費	経費の種類
	人口及び面積	港湾における船舶	河川の延長	橋りようの面積	道路の面積		
		の出入とん数					測定
							単
			•				位

			· ·												٠.						-	
			市町村一						-													
1	2 消防費	1 警察費	一警察消防費	七公債費	2 その他の諸費	1 徴税費	六 その他の行政費	五 戦災行政費	4 商工行政費	3 水産行政費	2 林野行政費	(畜産業に係るも	1 農業行政費	四 産業経済費	3 労働費	2 衛生費	1 社会福祉費	三 厚生労働費	4 その他の教育費	3 高等学校費	2 中学校費	1 小学校費
道路の面積	家屋の床面積	警察吏員数		災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	人口	道府県税の税額及び納税義務者数		戦争による被災地の面積	商工業の従業者数	水産業の従業者数	民有林野の面積及び林産業の従業者数		耕地の面積及び農業(畜産業を含む)の従業者数		工場事業場数及び工場事業場労働者数	人口及び食品関係営業者数	人口及び児童福祉施設入所者数	•	人口	高等学校の生徒数	中学校の生徒数、学級数及び学校数	小学校の児童数、学級数及び学校数

日本における地方財政調整交付金の発達

位としては、

客観的に明確で、

測定単位の数値の算定方法は、

地方財政委員会規則

2 2 3 2 5 4 3 2 教育費 公債費 その他の行政費 戦災復旧費 厚生労働費 産業経済費 徴税費 衛生費 港湾費 その他の諸費 戸籍事務費 労働費 中学校費 社会福祉費 その他の教育費 高等学校費 小学校費 その他の土木費 都市計画費 橋りよう費 橋りようの面積 災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 本籍人口 市町村税の税額及び納税義務者数 戦争による被災地の面積 人口及び食品関係営業者数 人口及び面積 港湾における船舶の出入とん数 工場事業場数及び工場事業場労働者数 人口及び児童福祉施設入所数 高等学校の生徒数 中学校の生徒数、 小学校の児童数、 都市計画区域における人口 学級数及び学校数 学級数及び学校数

権威のある統計調査の対象となっているものや、公簿に登載されて信憑性のあるもの

(昭和二五年九月規則第六号)で詳細に規定されたが、

測定単

水準を目的とするものでないことを示すものである(註三)。その後、 政需要が、すでにその地方団体が到達した状態を基礎として算出されるということであり、 れる単位数値が、 業の従業者数に、 業が圧倒的部分を占める農村県や中小都市には不利に働く。また道府県の農業行政費の測定単位である耕地面積や農 の測定単位に、 い。 場事業場数や工場事業場労働者数を十人以上の従業者を有する工場事業所についてだけ計算していることは、 いるのは、 行政官庁や地方団体の主観を加える余地の少ないものが選ばれた。しかし、例えば、 さらに公債費の測定単位としての災害復旧事業費債の元利償還金を、 国の施策を重視する一つの表現である。 人口や面積が多く用いられることになって、この点は、 過去の一定期日現在における単位数値を用いていることである。これは、 単作地帯と二毛作地帯の差異を考慮に入れていないことは、 測定単位の数値の算定方法で、注意すべきは、原則として算定さ 年々の平衡交付金法の改正によって、 ある程度改められた。 国庫補助事業費に関する地方債に限定して 農業行政の財政需要を正確に反映しな 労働費の測定単位である工 実績よりも一層高い行政 各種行政に要する基準財 各種 中小企 行 政

地方財政委員会財務課稲村・徳岡・横田、基準財政需要額の算定方法(「府県市町村の金融と会計」一の四)による

0 は 測定単位数値と経費額との間に単純な比例関係を採りうるように、 体の諸条件によって、 体において、 およぼす影響の程度を、 基準財政需要額は、 多岐で複雑であるが、 測定単位の数値と経費額との間に単純な比例関係が生ずるものは少なく、 割高或いは割安になる場合が多い。 各測定単位当りの単位費用に単位数値を乗じて算出するが、実際上は、 普遍性客観性が強く、かつ重要なものとして、次ぎの五つの要因を選定し、これらの要因 一定の係数すなわち「補正係数」として数学的に算出し、これを実際の測定単位数値に これらの要因をさぐり、その度合を一定の係数として捉え、 測定単位の数値に予め補正を加える。 経費の性格・種類や各地方団 すべての経費や地方団 補正の要因 乗

じて補正した。

一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階(段階補正)

二 人口密度(密度補正)

三 測定、単位の数値の帰属する市町村の規模(態容補正)

五 面積、河川の延長その他測定単位の基礎をなすものの種別(種別補正)四 寒冷度および積雪度(寒冷補正)

補正係数の算定方法および補正係数は、

地方財政委員会規則に定められたが、例えば、日の段階補正についてみる

算定した減少または増加後の数値を、減少または増加前の数値で除したものを補正係数としている。この場合の経費 たは累進の方法により、 と、その行政に要する経費の額が、測定単位の数値の増減に応じて、逓減または逓増するものについて、 経費の種類毎にかつ測定単位毎に、それぞれ逓減または逓増する割合を定め、これによって 超過累退ま

の現計予算が年度の途中であるため、実際の決算額と距りのあることは、否定できない。一つ以上の補正係数をとる 村は抽出によっている。 の基礎には、昭和二五年一月三十一日現在における地方団体の現計予算を用い、道府県、大都市および市は全部、 現行制度と改正制度とによる財政状態の動きを参酌し、 ある程度の調整を加えているが、(3) 右 町

3 による 山下勝・横手正、基準財政需要額に用いられる補正係数は、どのように定められるか(「府県市町村の金融と会計」一の四) 経費については、

測定単位ごとに算定された補正係数を連乗する。

である。シャウプ勧告は、各種の行政の財政需要額について、先きにもあげたように、「与えらるべき行政の単位数に 単位費用をどう定めるかは、平衡交付金が保証する行政の規模と内容を具体的に左右するものとして、重要な問題

妥当なしかし最低限度の量と質との行政(The service at an acceptable but minimal quantity and quality) 限度さえ充足しえない危険が、その構造のうちに存在したのである。 と規定しているが、実際の計算上は、最低限度の量と質の行政を目標としており(誰三)、次にみるように、 えた地方団体が、 にしていたことは、 よって平衡交付金の具体的な役割も変わってくるが、とにかく勧告が、妥当と考えられる最低限度の行政水準を基準 という意味の具体的内容は、 を可能にする単位当り標準費用を乗じて算出されるであろう」(傍点と傍線は筆者)と述べている。 右の acceptable 合理的且つ妥当な水準において、 明らかである。平衡交付金法には、「単位費用は、 その時々の政府の施策や地方住民の民主的要請によって規定されるものであり、これに 地方行政を行う場合における各測定単位当りの費用」(一四条) 都道府県又は市町村ごとに、 標準的条件を備 この最低

の質と量の行政を行う場合の財政需要額よりも、税収入見込額の百分の三十に相当するだけ低く算定されるというこ の七十とせられていることに対応して、単位費用によって測定すべき財政需要額も、 定の技術的困難を理由に除外し、標準税率の三〇パーセントを除いたのは、地方団体に自由財源を留保することを、そ うち基準財政収入額に相当するもの以外のものすなわち標準税率で算定した普通税収入の三○パーセントにあたる額 各種行政の単位費用の算定には、国庫補助負担金、手数料、 との低い徴税率による税収入の下で、税収入見込額の百分の三十だけ低く財政需要額をみて、 財源とする費用部分を除いて算定される(一四条の二)。特定収入については、 しかるに、 この場合、 当時地方税の徴収率は、都府県七四パーセント、市町村七八パーセントであったのであり、 問題になるのは、基準財政収入額が、法定普通税の標準税率による収入見込額の百分 使用料、 地方債その他の特定収入および地方税収入の 全体として、妥当な最低の水準 収入の不安定性、 特殊性、

単位費用を計算さ

げは、全体としての切下率であり、各行政について一率に行われるのではなく、後述のように、行政の義務性等によ れると、実際上は、単位費用でもって最低の行政水準を保証しえない結果を生ずる。 って切下げの度合が異るために、 地方団体の自主的任意的行政は、 単位費用の計算上、 しかも、 いよいよ最低水準を大きく割 右の百分の三十の切下

4 秀島正己、 単位費用はどのように定められるか(「府県市町村の金融と会計」一の四) による

ることになる。

5 地方財政委員会「昭和二十六年度地方財政の情況報告」一〇—一一頁による

費用の算出上、 出された各種行政の財政需要額を、 は、さらにこれを数段階に細分して、各費目の財政需要額の引下げ程度に差等を設けて調整する。このようにして算 弾力性の大きいものの三つに分け、日については、 助負担金の額等を基礎に、 施策によって、 算額を用いた。 該団体の測定単位の数値で除して、単位当り費用を算出する。二五年度は時間的制約もあり、 体を、道府県と都市のうちから数箇選び、この標準団体につき、実績によって、一般財源所要額を算定し、 単位費用の具体的な算定方法は、先ず各行政項目ごとに標準的条件を定め、この標準的条件をほぼ具備した地方団(6) 台義務的なものであって、 国の法令や施策にもとずく義務的行政の財政需要が、 行政の規模や水準が、具体的に示されるものは、 基準財政収入額の算定方法に適応するための前述の財政需要額の切下げについては、先ず国の法令や 財政需要の額を算定し、その上で、 財政需要に弾力性の少ないもの、口口に準ずるもの並びに口非義務的で、 それぞれの測定単位の補正後の数値で除して、 一〇〇パーセントの経費を財政需要額とし、 次の操作が加えられる。 平衡交付金が設けられなければ存続さるべき国庫補 いかに優先的に取扱われているかは、 単位費用を求めるのである。 すなわち各種の行政につい 二五年一月末現在の予 口および口について 財政需要に 右によっ

対し、関係行政の単位費用を示して、行政内容を確保するよう勧奨する通牒を発して、地方団体の平衡交付金の使用 金を整理しようとした方針に背馳するものといわねばならない。 を基礎として財政需要額を算定し、義務的行政を重視したことは、 に牽制を加えた。かくて、 自由財源として、「条件をつけ、 又はその使途を制限してはならない」はずの平衡交付金 の各省は、年々保健衛生、社会保障、教育および産業経済等の行政について、地方財政委員会と連名で、地方団体に 需要が見積られ、平衡交付金の構造上、間接にその完遂が保障された。しかも、平衡交付金制の実施に際して、中央 先きに述べたが、 不安を抱き、中央官庁の勧告権と平衡交付金減額請求権を条文に挾入しようとして、総司令部に拒否されたことは、 その構造や運営において、中央からいろいろの制約をうけたのである。 右のように、単位費用の算定方法において、国の法令や各省の施策による行政は、充分にその財政 平衡交付金法案の立案過程において、中央各省がその所管行政の地方における充分な実施に大きな シャウプ勧告が、地方自治強化のために国庫補助 また前述のように、 国庫補助負担金の額

7 6 拙著、「地方財政平衡交付金の実態と問題」七〇頁および第二四表参照 秀島正己、単位費用はどのように定められるか(「府県市町村の金融と会計」一の四)による

他方、 基準財政収入額は、当該地方団体の法定普通税を、標準税率の百分の七十に相当する税率 (基準税率)でも

らに、 方債を除外したのは、 税を除いたのは、 って各税目ごとに算定した場合の収入見込額の合算額である(法一五条の一及二)。 この場合、 基準財政収入額を標準税率によらず、その百分の七十の基準税率を用いたのは、 各地方団体の任意性と特殊性が強いためであり、国庫補助負担金、使用料手数料等の税外収入、 各年度の国の施策や各地方団体の実情によって相違し、 安定性と普通性が欠ける故である。 各地方団体の財政需要を適確 法定外普通税と目的 地

準財政収入額を超える額が多くなり、 るが、この喰違いは、概していえば、 額にもとづかずに、過去の実績による見積額による。従って、どうしても見積額が、実際の徴収額と喰違うことにな をそのまま用いず、 富裕団体と貧弱団体とでは、百分の三十の残り分に、非常に大きな差異があり、貧弱団体に残った自由財源は、 付基準と無関係な自由財源を地方団体に残すことによって、地方の徴税意慾の減退を防止するためである。(8) は、きわめて少額しか残らないことになる。基準財政収入額は、基準財政需要額と同様に、各地方団体の課税の実情 めて少額となることは、 に捕捉することには、 できるだけ客観的な資料にもとづいて測定されるが、 技術上限界があるので、その調整弁として、収入の測定にも弾力性を認めるためと、交付金の交 明瞭である。その上に、前述のような低率の徴税成績では、 この面からも、 国民経済がノーマルな発達を示す時期には、富裕団体ほど実際の徴税額が、基 自由財源が富裕団体に多額に残る可能性が大きい。 技術上の理由で、 交付基準に無関係な自由財源 その年度の実際の徴税 しかし きわ

業費の財源に充てるため借入れた地方債の元利償還額が多額であること、 の測定単位の増加著しいこと、 する意味が強かった。 政需要額および財政収入額ともその調査研究が未完成で、その算定方法等も充分整備されていないので、 事情を考慮して、 他の事由によって予測できない特別の財政需要が生じ、または地方税の減収をきたす地方団体に対して、それぞれ つ構造的欠陥に対する弥縫的措置であるが、二五年度には、特別交付金は、むしろ平衡交付金制度導入の当初で、財 前述の測定単位によって捕捉することのできない財政需要をもち、或いは平衡交付金額の算定後に生じた災害その 平衡交付金総額の十分の一を特別交付金として交付する。もともと特別交付金は、平衡交付金のも 当時、特別交付金を交付する事由としては、人口・工場事業場労働者数・農業従業者数その他 災害救助費・災害対策費の多額なること、 災害復旧費・災害応旧費或いは防空関係事 消防費の財政需要が多額であること、 これを補充 海岸

地がある 交付金で講ぜられた。 線の延長が長いこと、 昭和二四年度の一般財源額に比べて二五年度の一般財源額がいちじるしく減少した場合に対する過渡的措置も、 また国の所得税の更正減による減収額が大なること、災害による税の減収額の多いこと等が考慮された。 - 失業対策費が多額であること並びに伝染病・風土病による特別の財政需要があること等があげ 普遍的客観的な基準によらない特別交付金は、 地方財政委員会等の主観的な裁量の介入する余 なお 特別

(8) 主として池崎義男・小豆沢義春、基準財政収入額の算定方法(前掲誌)による

地方の歳入歳出に関する書類を作成し、これを内閣および国会に提出するとともに、一般に公表せねばならない。 財政委員会に対し審査の請求をすることができる。 地方団体は、平衡交付金額の決定または変更の通知をうけたとき、交付金額の算定基礎に不服がある場合は、 また地方財政委員会は、毎年翌年度の平衡交付金の内容をはじめ、 地方

か 会、全国都道府県議会議長会、全国町村会その他から交付金増額運動が展開されたが、(1) 加、災害復旧費・失業対策費の増大等を理由に、平衡交付金八八億円の増額を要求し、 その後、 国知事会はじめ地方団体側から猛烈な反対が唱えられ、早くも平衡交付金の前途に対し大きな不安が抱かれた(註D)。 シャウプ勧告は、 国庫補助金の整理額が減少したことを主な理由として、日本政府は、一、○五○億円を計上した。これに対し全 二五年九月の第二次シャウプ勧告が、 補正予算編成にあたって、地方財政委員会は、給与関係費の増、 既述のように、 昭和二五年度国の予算に計上すべき平衡交付金額を、一、二〇〇億円と見積った 一定の理由をあげて、二六年度に一、三〇〇億円の交付金を計上すべ 法令改正等による財 政府は、 これに呼応して、 交付金の増額を三五 (政需 全国 要増 知

億円に抑えた。かくて、平衡交付金は、その発足の当初から、

シャウプ勧告が心配した「中央政府の立場から眺めら

ている。シャウプ勧告の劃期的な平衡交付金の構想も、 れ」る危険にさらされた。二五年度の平衡交付金総額一、〇八五億円のうちから国庫補助金の整理による振替分を差 しかも平衡交付金額一、〇八五億円は、 残りは八三○億円となり、昭和二四年度の地方配付税額六六七億円と比べて、一六三億円の増加 に す ぎ な 削減される以前の二四年度の地方配付税一、一四五億円をかなり下廻っ ドッジの指示による緊縮財政政策の下に、 この構想を充分活

(1) 全国知事会「全国知事会十年史―資料篇」三二四―五頁

かすに足る財源をあたえられなかったのである。

(3) 全国町村会「全国町村会史」二九九頁

全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議長会史」四〇四頁

2

- という便宜的な方法を用いた。また地方財政計画における税収入見込の七○パーセントを基準財政収入額とし、 二五年度における平衡交付金の運営は、 地方団体の昭和二四年度予算の実績を分析し、これを基礎にして、補正後の数値で除して、これを求める 調査資料等が不備のため全く臨機的弥縫的な方法がとられた。例えば、単
- 額に人為的に財政需要額を合致させたのである。測定単位、単位費用等についても、地方団体からいろいろの不満や に一致するように調整するという操作が加えられた。下からの積上げ方式というよりは、政府の定めた平衡交付金総(5) と普通交付金を合算したものを基準財政需要の総額とし、次ぎに各行政項目ごとの基準財政需要額の合計が、この額

は 要求が唱えられた(註五)。 によるデフレ傾向の強い当時において、とくに新しい税制を運営する困難も手伝って、二五年度の地方税 前述のように、 七五パーセント前後という低率であったので、基準税率を超える税収入によって、地方団体が自 基準財政収入額の算定にも、 二四年度の実績が、多く用いられたので、ドッジ政策の影響 の 徴 収 率

日本における地方財政調整交付金の発達

八九

九〇

由に活動しうる余地は、 きわめて狭いものであった。そのために基準税率を標準税率の百分の六十に改めよという要(も)

望もあった。

- 地方財務協会「地方財政平衡交付金法解説」二九頁 自治庁財政課「現行地方財政平衡交付金制度の制定の沿革及び経緯並に立案に用いた資料の名称及びその所在」一九頁
- 6 5 全国地方自治協議会連合会「地方税財政改革に関する意見書」(昭和二五・八)

であり、道府県分は、七〇九億七、六〇〇万円(六五%)、 市町村分は、 三七四億七、五〇〇万円(三五%)であっ 基準としたので、東京、大阪その他概算交付額が、決定交付額を超過する団体が生じ、この超過分の返還が、 になった。昭和二五年度に交付された普通交付金は、九七六億六○○万円、特別交付金は、一○八億四、五○○万円 の歳計現金の欠乏に対処して、平衡交付金の概算交付が行われたが、概算交付は、二四年度の地方配付税の交付額 昭和二五年度は、 平衡交付金の交付額の決定が遅れ、また新しい地方税法の制定実施が遅延したために、 地方団体

全国一〇、四六一の地方団体のうち普通交付金の不交付団体は、四二二、普通特別両交付金の不交付団体は、

づかに八九にすぎなかった。

(7) 地方財政委員会「昭和二十五年度地方財政の情況報告」二四頁

〈註一〉 当時、地方団体においても、平衡交付金よりも従来どおりのヒモツキの補助金がよいという声があったことは、注目す 行政を運営し易いという中央依存の安易な思想が、今尚地方自治体の一部に多少でも残っていることは、誠に残念なことだと 理想を全く理解しないものといわなければならない。(中略)中央政府から一々支出を命令され、 声を耳にすることがあるが、これなどは、地方財政の運営の基本を地方住民の意思によって決めようとする平衡交付金制度の 方自治体側からどれだけの経費をどの費目に計上してよいかという目標―即ち従来のようなヒモッキ補助の方式がよいという べきである。上原六郎氏は、当時「地方財政平衡交付金と地方自治(『府県市町村の金融と会計』一の四所収)のうちで、『地 或いはけん制される方が、

思う」と述べている

(註二) シャウプ使節団は、昭和二五年九月の第二次勧告で、「測定単位の数は、 ではなく、むしろ行われるべき行政の測定単位の数である」(Second Report on Japanese Taxation by the Shoup 大抵の場合、実際に行われている行政の尺度

Mission, p.29) と述べている。

(註三) 当時地方財政委員会財務課にあって、単位費用の計算にあたった秀島正己氏は、「この単位費用は、 められるか―「府県市町村の金融と会計」一の四)と説明している。 なしかも最低限度の量と質との行政を行う上に、必要且つ充分な費用でなくてはならない」(同氏、 単位費用はどのように定 地方団体が、

(註四) 当初からの平衡交付金総額に対するこのような危惧から、総額確保のためにいろいろの提案が行われた。例えば、 層強く結びつけることになる。 見書一二頁)等が提唱された。前者は、シャウプが非難した地方配付税への逆転であり、後者は、平衡交付金を国の施策と一 な交付金額を保障するために、 国税に対する一定率を平衡交付金に廻わす方法 (全国知事会―地方自治庁財政課、「税制改正 方負担金の増加額を加えたものをもつて、その最低限度額とする案(全国地方自治協議会連合会、地方税財政改革に関する意 に関する要望と意見」第二輯)や、前年度の交付金額に、国の法令または政策にもとづく義務的経費および国の公共事業の地

〈註五〉 測定単位については、⊖面積を無批判に重視するために、面積のひろい農村部等に不当に有利になる(全国市長会事務 準を推持しうる費用を単位費用とすべきである(全国地方自治協議会連合会、前掲意見書)等の批判が加えられた。 局「昭和二五年度分地方財政平衡交付金の配分方法に関する意見書」)臼都市の社会福祉、保健衛生、労働、商工行政等の経費 については、測定単位を増し、道府県と同様に改めるとともに、住宅行政の財政需要を現わす測定単位を追加する必要がある (同上)、口とくに農業県等については、現にその地方団体の支出する経費額を標準とせず、現状よりも一層高い事業施設の水 (同上)等。単位費用については、⊖市と町村に各種行政に同一の単位費用を用いることは、非現実的で、市に不利である。

平衡交付金の地位と二面性

日本における地方財政調整交付金の発達 シャウプ勧告にもとづいて成立した昭和二五年の地方財政平衡交付金が、 日本の地方財政史とくに戦後の

地方財政の発展において、どういう地位を占め、またどのような性格をもっていたかを吟味してみよう。

構成されることになり、 は を中軸とする旧来の地方税の構成は、根本的に改革されて、全部地方の独立税で構成されることになった。 重は、三○パーセントから四○パーセント近くに上昇したが、さらに明治以来の国税或いは道府県税に対する附加税 収入における道府県中心主義からみて注目すべき転換である。この改革によって、地方税の地方収入総額における比 置にあたって、 今回の地方税制改革は、 (当時の地方税収入の三○パーセント) を企図し、 これが実現をみた。 このことは、 全く対蹠的である。また右の増収分が、ほとんどすべて市町村税の増加にふりむけられたことも、明治以後の税 事業税、 入場税、 前述のように、地方における所得税附加税や戸数割の賦課が禁止され、 先ずシャウプ勧告によって行われた二五年七月の地方税制改革の特徴を知らなくてはならない。 遊興飲食税、 地方団体はいちじるしく税収入上の独立性を増した。二五年の地方税制改革は、 国税において約六○○億円の減税を見積ったにもかかわらず、 自動車税等、市町村税は、 市町村民税、 固定資産税、 地方税で約四〇〇億円の増税 所得課税が国に独占されたの 昭和十五年の地方配付税の設 電気ガス税、 自動車税等で 地方税の大 道府県税

役割をもった戦時中の臨時地方財政補給金や地方配付税と、 拡大と併行して行われた地方配付税の増額と同じ方向に向って、さらに数歩を進めたものである。 このような地方税源の拡充強化と、 地方税源の欠乏を補給し、或いは中央政府の地方税源収奪の穴を埋めるために、多分に「補助金」としての 前述のような国庫補助金の整理を前提として設定された今回の地方財政平衡交 その地位や役割を異にし、 戦争後数年間地方の独立税の いいかえれば、今

衆課税化という特徴をもっていたことは争いえないが、自治財政の中軸をなす地方税源が、この改革によって拡充さ

れるとともに、

いちじるしくその独立性を強化したことは、

間違いない。

強することによって、財政上の地方自治を拡充し保証するための有力な機構として設置されたのである。 回の平衡交付金は、 地方税、 国庫補助金等についての新しい地方収入の構造と相まって、 貧しい地方団体の財源を補

を として地方団体の代表者によって構成される地方財政委員会に大きな発言権をあたえた。 少くとも制度上は、平衡交付金が、地方団体の自治権と独立性を損うことを避けるため、その交付について、 まで特定の国税の一定率で算定された地方配付税と異り、下からの積上げ方式で各地方団体の財政需要額が、 つけまたはその使途を制限してはならないものとした。 入額を超過する額の合計額を、 ように、平衡交付金の「全配付額と配付方法とを地方団体の必要と財源とによりよく応じて決定する」ために、 地方自治強化のための今回の平衡交付金の進歩性は、 客観的な資料にもとづいて、 国庫の一般資金から支出する交付金とした。口各地方団体の財政需要額や財政収入額 合理的に各地方団体が算出することとして、中央官庁の独断的な決定を避けた。 その組織や構造においてもみられる。日シャウプ勧告がいう 回平衡交付金総額の算定**、** 配付等交付金の運営について、 条件を 財政収

(1) 拙著、増訂地方財政入門四一頁

化された内容をもった。 金は、その構造や組織においても、 右のようにして、 地方税の拡充強化、 地方自治の見地からみて、 日本の地方自治強化のために、また貧弱団体の財源補強手段として整備され合理 国庫補助金の整理等新しい収入構造の上にたって、 平衡交付金は、 いままでの地方配付税に比べて数歩の前進を示 今回の地方財政平衡交付

多くの進歩的な面をもっていたことは、明らかである。

うな客観的条件に恵まれたわけではなく、 多くの進歩的な面を備えた平衡交付金も、 またその構造が、 完全に地方自治強化の線に沿ったわけではなかった。 それが、 充分に地方自治強化の手段として機能しうるよ

残存して、平衡交付金の機能を抑えたり、歪めたりしたのである。 治以来の強大な中央集権的行政機構が温存され、 ドッジの財政緊縮政策が厳存し、 またその構造のうちに旧 い ものが

単位費用の計算において、国の法令や施策にもとづく義務的行政や、国の補助金を伴う行政を重視して、地方団体の義 ば 行政の単位費用を具体的に示し、その支出と勧奨したことに、最も明瞭に具体化されている。 務的経費の支出を間接に推進したことや、中央各省が、地方財政委員会と連名で通牒を発して、地方団体に対し、 交付金は、 務的行政を遂行するための財源を提供するという地方配付税の役割を、平衡交付金もせおわねばならず、そのために が、 研究をあげて臨時地方行政調査委員会議に委ねた。 三種の行政機関の間にどのように行政事務と権限を配分するかについては、 責任の分担の明確化と、行政事務再配分における地方(とくに市町村) しかも 「条件をつけ、 シャウプ勧告は、 中央集権的劃 旧来の地方行政に対する中央政府の強大な監督、 本来の機能を発揮する上に、 他面 地方団体の自治活動の拡充に充分役立ちえなかったのである。 又はその使途を制限してはならない」という地方自治尊重の規定は、 基準財政収入の算定を、 一的な制度の下で、 よりよき強力な地方団体を実現する一条件として、 さまざまの制約をうけ、 中央各省の地方行政の細部にわたる強大な監督、支配をうけながら、 標準税率による収入の百分の七十としたことが、 従って、平衡交付金や新地方税制は、 支配機構の下で発足したのである。 障害に当面せざるをえなかった理由がある。 国 優先主義とを主張したが、前に述べたように、 このことは、 具体的になにも示さず、 道府県および市町村間の行政事務並びに 事実上蹂躙されたのである。 基準財政需要額の基礎である 先ずこの点に、 当時の徴税実績の下で、 この問題を未解決のまま かくて、 この問題の調査 平衡交付金法 平衡交付金 いいかえれ 過重な義 関係

地方団体に餘裕財源を残すことが尠く、

この面からも地方団体の自治活動を拘束するとともに、

住民に対する徴税強

(a) Report, Vol. 3., Appendix, p. A6

付金がもったこの進歩性は、 自治強化の方向に大きく前進し、この目的を実現するために、 によって、 調整するという主客顚倒の方法がとられた。 度から必要な平衡交付金額を、 に計上しなければならないと規定した。しかし、実際上は、 政需要額に不足する額を補塡するために、「必要且つ充分な額」を、 政府の立場から眺められ」ることを防止するために、下からの積上げ方式によって、 に利用されたことは、 金に関する調査資料が整備された後においても、 さらに重要な問題は、 右に述べたところによって、 平衡交付金の備えたこの二面性とくに顕著な進歩性を、 またその構造や運営において、地方配付税同様充分に地方自治の強化に役立ちえず、中央各省の地方支配 必要な自治活動の保証という平衡交付金の機能は、大いに損傷された。 調査資料の不備によって、二五年度は、計上された交付金額に合致させるように、 明らかである。しかしながら、 平衡交付金の総額の問題である。 平衡交付金法は、 戦後のいわゆる民主化政策の一環として地方自治の伸張と教育、 国の予算に計上することができず、交付金の将来に対し大きな不安が抱かれた。 昭和二五年の地方財政平衡交付金が、温存された中央集権的行政機構や国の財政政策 そのため、下からの積上げ方式によってはじめて保証される行政の最低 必要な交付金額の欠乏によって、たえず繰り返えされたのである。 少くとも制度上、 前述のように、 明確に認識する必要がある。 かなり整備され合理化された構造と運営組織を備えて 国は、 平衡交付金は、 地方財政平衡交付金額として、 緊縮政策下の国家財政の状況により初年 シャウプ勧告が主張するように、「中央 各地方団体の財政収入額が、財 しかも、この機能障害は、 新地方税制と相まつて、 しかも、 社会保障、 逆に財政需要を 国の予算 地方

九六

政の拡充および地方分権化が、当時なお占領軍および日本政府の重要政策とされていたことによってもたらされたも のであるが、この民主化政策とくに地方自治の伸張は、当時日本国民自身の民主的要求によってバックアップされて

日本における地方財政調整交付金の発達

ものでなかったために、その後の客観的情勢の変動によって、占領軍および日本政府の国内政策が、変化すれば、平 衡交付金のもつ進歩性も、容易に削減される危険を孕んでいたのである。

率による徴税の強行とを条件とするもので、官僚統制を強化するものであるとの説(当時の日本社会党、日本共産党の意見並 びに第七国会参議院地方行政委員会公聴会における高野実氏の公述)があてはまる。 これらの点からみて、当時の実情の下では、平衡交付金は、中央政府が要請する事務事業の遂行と、地方団体の標準税